

## 議 事 日 程 ( 第 1 号 )

平成21年 9月15日 ( 火曜日 ) 午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 平成20年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 平成20年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 報 第 4 号 平成20年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報 第 5 号 平成20年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第10 報 第 6 号 専決処分報告について  
専第10号 平成21年度東白川村一般会計補正予算 ( 第 7 号 )
- 日程第11 議案第55号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第12 議案第56号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第57号 天皇陛下御在位20年記念分収造林の設定について
- 日程第14 議案第58号 平成21年度東白川村一般会計補正予算 ( 第 8 号 )
- 日程第15 議案第59号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 )
- 日程第16 議案第60号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算 ( 第 3 号 )
- 日程第17 議案第61号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算 ( 第 4 号 )
- 日程第18 議案第62号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 認定第 1 号 平成20年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 2 号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 3 号 平成20年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 4 号 平成20年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 5 号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 6 号 平成20年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 7 号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第 8 号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

---

## 出席議員 ( 7 名 )

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 安 江 利 英 | 2 番 | 服 田 順 次 |
| 3 番 | 今 井 保 都 | 4 番 | 安 倍 徹   |
| 5 番 | 安 江 浩   | 6 番 | 安 江 祐 策 |
| 7 番 | 熊 澤 光 介 |     |         |

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江眞一	教育長	安江雅信
参事	今井俊郎	会計管理者	安江清高
総務課長	楯光一	村民課長	安江弘企
産業建設課長	松岡安幸	教育課長	安江宏
国保診療所 事務局長	安江裕尚	課長補佐兼 保健係長	安江悦子
農務係長	今井英樹	監査委員	安江正彦

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	河田孝
-------------	-----

---

開会及び開議の宣告

議長（安江 浩君）

ただいまから平成21年第3回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（安江 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江利英君、2番 服田順次君を指名します。

会期の決定について

議長（安江 浩君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの10日間に決定しました。

例月出納検査結果報告

議長（安江 浩君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

監査委員（安江正彦君）

平成21年9月15日、東白川村議会議長 安江浩様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく熊澤光介。

例月出納検査結果報告。

平成21年5月分、6月分及び7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1．検査の対象 平成21年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2．検査の時期 平成21年6月29日、平成21年7月27日及び平成21年8月28日。

3. 検査の結果 平成21年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

議長（安江 浩君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

#### 平成20年度第三セクターの経営状況の報告について

議長（安江 浩君）

日程第4、平成20年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、平成21年9月15日、東白川村議会議長 安江浩様。東白川村長。

平成20年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による平成20年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

まず法人名は、株式会社ふるさと企画、提出書類が別添の「定時株主総会」提出資料でございます。あとそのほか、株式会社東白川、有限会社新世紀工房、それぞれの資料でございます。

以上でございますが、この報告は地方自治法の定めにより、地方公共団体が2分の1以上出資している法人の経営状況について毎年議会に報告することになっておりますので、この三つの会社の報告をするものでございます。

なお、書類につきましては、去る7月28日に行われました第8回の議会全員協議会の配付と、先般の株式会社東白川の総会において配付、説明させていただいておりますので省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（安江 浩君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成20年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

#### 平成20年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

議長（安江 浩君）

日程第5、平成20年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により報告されるものです。

本件について、報告者の説明を求めます。

教育長 安江雅信君。

教育長（安江雅信君）

平成21年9月15日、東白川村議会議長 安江浩様。東白川村教育委員会委員長 安江千章。

平成20年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規程により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

教育委員会事務事業の点検評価の報告、別添「平成20年度東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」。

本件につきましては、関係法令が改正になりまして、教育委員会が所管をします事務事業について、その点検評価を行って、その結果を議会の皆様に提出をすることというふうに定められましたので、その点によって御報告をさせていただくものでございます。

なお、報告書並びにその説明につきましては、先般、7月28日の全員協議会でお配りし、説明をさせていただいておりますので、本日は省略をさせていただきますが、よろしくお願いをいたします。

議長（安江 浩君）

ただいまの報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成20年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

#### 議員派遣の件

議長（安江 浩君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

議会運営委員長（安倍 徹君）

議員派遣について説明いたします。

次のとおり議員を派遣する。

第33回郷土歌舞伎公演、文化振興に資する、はなのき会館、平成21年9月20日。小学校運動会、児童の健康増進に資する、小学校、平成21年9月26日。保育園運動会、園児の健康増進に資する、みつば保育園、平成21年10月3日。以上は議員全員でございます。

中学校合唱フェスティバル、教育振興に資する、中学校、平成21年10月25日、安江祐策議員。

東白川村文化祭、文化振興に資する、はなのき会館、平成21年11月2日から3日まで。秋フェスタ'09、産業振興の発展に資する、はなのき会館とその周辺、平成21年11月15日。可茂地域市町村議会議長会議員研修会、可茂地域市町村議会議員の交流により相互理解を深める、可児市文化創造センター、平成21年11月16日。立村120周年記念式典、先人に感謝し、周年行事を祝う、はなのき会館、平成21年11月22日。以上4件は議員全員でございます。

以下、議長決裁により派遣した部分につきましては、文書をごらんいただきたいと思います。以上でございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

一般質問

議長（安江 浩君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

1番 安江利英君。

〔1番 安江利英君 一般質問〕

1番（安江利英君）

それでは、今回も2点ほど質問させていただきます。特にこの2点につきましては、私自身も過去の全員協議会の折に提案しておりますし、今回、それぞれ村民の方々から何とかならないだろうかという直接話をいただき、まさにそのとおりだと考えていますので、村当局の早急な対応を期待しているところです。

まず1点目は、県道72号線、恵那・蛭川・東白川線、下親田地内、畑薙橋及びその付近の老朽化、欄干一部欠如による補修工事で道幅が狭くなり、一部大型車の通行が困難になっていること。また、この7月の長雨により橋の下手15メートルぐらいのところの路肩にひびが入り、崩落の危険性があり、直ちに改修する必要があるのではないかとということです。

この畑薙橋の改修につきましては、一昨年の可茂土木事務所との検討会の折に、私としましてもイの一番に取り上げていただきたい旨提案しているところですが、話をいただき、改めて現場を見てきましたが、とにかく橋自体が老朽化していること。特に欄干の片側の一部が欠如しており、その対処工事であろうと思いますが、ガードレールが設置されたことにより幅員が狭くなってしまい、ホイールベースの長い大型車の通行が非常に困難になっています。さらに、この7月の長雨で橋の下手で路肩にひびが入り、大変危険な状態になっております。今すぐにも改修工事が必要であると思います。そして、この場所の工事を始めると、橋からこの場所までの間は高さ3メートルから4メートルぐらいの古い石垣でつくられているため、この石垣も老朽化しており、当然この石垣の改修も行わなければならない、必然的に橋のかけかえ等も考えなければならない結果になるかと考えます。

今までの可茂土木事務所との話し合いの中で、彼らは災害であればすぐにでも対応できると言っていましたので、この機会に直ちに畑薙橋付近の改修工事ができるよう働きかけていくべきではないでしょうか。村当局の進め方、考え方を伺います。

次に、有害鳥獣駆除の駆除申請に対する許可の迅速化ということで伺います。

最近、農作物に対し有害鳥獣、特にイノシシの被害が増加しています。このごろのイノシシはイノブタがかかっていると言われており、生態もかつてのイノシシとはかなり変化してきており、すぐに大きくなること、たくさん子供を産むこと、またとんでもないところにまで出没して村内各地で甚大な被害を与えています。これらに対し最も有効な手段は、猟師の方に駆除していただくことだと思いますが、それに従事していただける方から、申請してから許可がおりてくるまで手間と時間がかかり過ぎるとの話がありました。

御存じのように、イノシシは一晩に10里移動すると言われており、駆除しようと思えば素早い対応が必然不可欠になってきますので、この点、どのようなシステムになっているのか。なぜすぐに対応できないか、考えていくべきです。被害者や駆除に従事していただける方々の目線に立った方法でスムーズに対応していけるよう考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。村当局の考え方を伺います。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安江利英議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、下親田地内の県道の橋のことでございますが、議員御指摘のとおり、狭くて通りにくい橋でございます。村としても早急に改良していただくよう土木事務所の方へはお願いをしておりますが、また5月19日の可茂土木事務所との懇談会においても要望しておりますが、なかなか実現をせず、地元の方々に御迷惑をおかけしておりますことは、まことに申しわけないと思っております。

また、すぐ下の路側の件は、上流にもそのような箇所がございますので、あわせて災害の報告をいたしております。順次復旧していただけるものと思っておりますが、いずれにしても、議員からの御要望は、県の土木事務所へお伝えし、一日も早い復旧と道路改良をお願いしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、県道でございますので、何とか県の方で腰を上げていただきたい、こんなことを思っております。

東白川村の県道はまだありますが、栃山の橋に至っては、私、議員になったときをお願いをして、ことし完成をいたしました。非常に手間がかかるということで、再三再四提言を申し上げておるところですが、なかなか遅々として進まないということで、私も本当に議員と同じ気持ちでございますので、いよいよこれも県の土木事務所へ申し上げていきたいと思っておりますので、御理解、また御指導いただきたいと思っております。

次に、農作物に対する有害鳥獣の被害でございますが、これは非常に困ったことで、農産物だけでなく農地や農道なども被害を受けております。村でも昨年からの防御の電気さくに補助金を出しておりますが、昨年、ことし、ともに予算をオーバーいたしております。それだけ被害が大きいものと思っております。

また、猟師の方々に駆除していただくのが議員がおっしゃるようが一番と思いますが、猟師の方も会員も少なく、自分の仕事もあり、猟にかかる時間も限られるようでございますが、いずれにしても、猟師の方々に一日も早い駆除をお願いしたいと思っております。

許可の方も精いっぱい努力をしておりますので、後ほど係の方からシステムを報告いたします。

また、猟師の方に頼るだけでなく、それぞれ電気さくなどを取り入れながら自衛の対策も立てていただきたいと思っております。補助金はオーバーしても、補正をしてでも皆さんに使っていただきたいと思っております。



有害鳥獣の事務の状況と制限について、それから県道恵那・蛭川・東白川線の改良状況と災害復旧の見通しについて産業建設課長より御説明をいたします。

議長（安江 浩君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、県道の恵那・蛭川・東白川線のことでございますが、畑雑橋の下の路側の修繕につきましては、当初10月ごろを予定されておったようですが、下からどうも石積みをする必要があるということで、それには間に合わなくて、どうも今年度いっぱい待ってほしいというような可茂土木からのことでございました。

また、恵那・蛭川・東白川線につきましては、先ほども出ましたが、可茂土木の懇談会で、落石の危険箇所の整備とかガードレールの設置、カーブの改良、舗装修繕など、いろいろ要望しておりますけれども、なかなか整備をしていただけないのが現状でございますが、現在、この恵那・蛭川・東白川線の恵那地内において新東雲橋の工事にかかっております。今年度も7月でしたが、6億円ぐらいの下部工の発注をされたというようなことで、そちらの方に多額の費用が回っていて、こちらに回ってこないというような現状でございます。

今後とも皆様のお力をかりて村内の改良ができるように要望活動を行っていきたいと思いますので、また御協力をお願いしたいと思います。

それから有害鳥獣の方の件でございますけれども、イノシシの防護さくの補助金は、昨年が41件ございました。ことしの分につきましては、9月までに34件ということで、大体既に予算、ことしの分はいっぱいということになっております。まだまだ申請が出てきているようですので、その分は12月に補正をまたお願いすることになるかと思えます。

有害鳥獣の許可の流れにつきましては、被害が出た場合、農協から有害鳥獣の駆除の申請を出していただきます。それをもらってから有害鳥獣の許可を出すわけですが、銃器とわなと両方出していまして、1回の期間は30日までと決まっております。年間を通じて切れ目のないように出したいわけでございますけれども、許可と許可の間は15日間はあけなさいということになっております。それは県から指導を受けておって、許可の状況をまた県へ報告する義務もありますけれども、報告が済んでいないのにまた次の許可を出すと県から注意されますし、指導監査にも入るといったような状況になっております。15日間あけよということですので、極力それに沿って素早く出すようにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、ことしのイノシシの有害鳥獣の捕獲の状況は、3回行っておりますけれども、全部で38頭ほど捕獲しております。

今後とも猟友会等と関係を密にしまして有害鳥獣を進めていきたいと思いますので、またよろしく申し上げます。

議長（安江 浩君）

再質問。

〔 1 番議員挙手 〕

1 番。

1 番（安江利英君）

最初に畑薙橋の件ですけれども、今の説明では答えになっていないというふうにとるわけですが、できないということじゃなくて、先ほど言いましたように、災害ならいつでも出すぞというようなことを言っていました。金がないこともわかりますが、現状を見たときに、現地を見られたことある……、ちょっと下がって上の方もかなり危険なので石かけが何かとんでもなく古くて、小さなので崩れるよね、あれ。あれが災害じゃなくしてすぐやらんということ自体が考えられんですが、その辺の働きかけは、やはり村サイド、村長あたりがきっちり物を言っていくべきだと思うわけですが、その辺いかがでしょうか。土木に対してはそういうことです。今、畑薙橋ではそういうことです。

それから有害鳥獣の駆除の関係ですけれども、先ほど通年やれるようにしておくけど、15日間はあけよということですが、これは県レベルの県の役人の話であって、先ほど言いましたよね、被害者とか従事者の目線に沿ったということになると、これでは規則どおりということですので、その辺の融通性がもっときかないかということをお願いしておるところです。

許可申請に対してもすぐ出るものならいいですけれども、どれだけの期間でおりてくるかということ、先ほど言いましたように、イノシシというのは移動性のものでありまして、特に夏寝屋というのは、僕猟師をやっておりましたので、夏寝屋というのは固定してないですね。とととととと移動してしまいますので、早急な対応をすぐやるということも大事だそうです。

例えばさくなんかでも、今どきはイノシシのたちが変わってきておりますので、昔みたいな大がかりなものでなくても簡単なもので入りますので、ああいったものも各集落に、村当たりの補助金で設置させて管理させるとかというような方法もとれると思いますが、その辺いかがでしょうか。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

今の畑薙橋の件ですが、本当に一日も早くということは思っておりますし、私もそれこそ出たたびに土木事務所へは寄ってきております。はっきり申し上げますと、建設工事の予算は非常に限られている。トータル的に県道恵那・蛭川線として考えてみえる。東白川村も長期間工事がないのでぜひひとは言うておりますけれども、手をつけたところをやるというのが方針みたいでございまして、なかなか県道改良がやってもらえないのが現状である。

議員がおっしゃるように災害復旧、これは先ほど課長が申しあげましたように、なるべく10月ごろにやるというお話を承っておりますけれども、議員がおっしゃるように、ちょっと石かけも古く、下から積まなければならぬということもありまして、ちょっとその予算確保に手間取っているようでございます。やるようになれば、もう少し上の方にも1カ所ありますので、当然これ2カ所ともやっていただかないと災害復旧は、それ以上また崩れていきますので、通行どめになってからでは

遅いということですので、これは口を酸っぱくしてお願いをしているところでございますが、なかなか腰が重いというのが実情でございます。

当然このような一般質問も出てこういうふうであるということは、すぐさま、17日には参りますので説明をして、もうひとつ強くお願いをしてまいるつもりでございます。

それからイノシシの件については、防御の補助でなくて、そのようなことも考えていくべきかなあということも思います。

いずれにしても、猟師の方に対する許可が15日間あけるということが、これは規則で決まっておりますので、なかなか規則はどうでもいいからやりなさいというわけにはいきませんし、規則に反した猟師さんに迷惑がかかるということにもなりますので、慎重に対処しなければならないと思いますが、許可を出したものの結果を報告して、そしてまた許可を出すということでございますので、その報告の出ないうちに、15日たったけれども、許可を出すというわけにもまいらないと、いろんな要素が重なり合って遅いんじゃないかということも成り立つと思います。これだけ被害が続くということは、年間通じて許可を出して、何ヵ月に1回は報告するというような形をとっていけるようなふうには、また何かの懇談会がございますので、その機会にひとつお願いをしてみるといいかなと、そんなことを思っておりますが、現在すぐというわけにまいりませんので、ひとつ今後努力をいたしますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

1番、再質問。

1番（安江利英君）

最初の畑雑橋の件ですけど、何でもこういうことを申し上げるかといいますと、前々村長とも話したことがありますけれども、当然今美濃東部のトンネルが開通します。さあ、それが村道か、トンネルあたりは金がかかりますので、多分あちらを優先的に県道へ持っていくと。そうすると、県道でそう何本も面倒を見てくれませんので、必然的にまた寒陽気林道に戻るんだろうということが予想されますので、それ前に必ずやるぞよという確約が欲しいわけです、必ずやるよと。それをやらないと、やっぱりまずいですので、畑雑橋自体が。聞いてみますと、寒陽気林道のときに有志が集まって、本当に弁当持ちでつくったという話を聞いております。その橋が老朽化してきたときに、これだけばかりのことができんかよというような情けない話だと思っておりますので、その確約をある程度いただきたいというふうには考えておるところです。落とすところはそこなんです。

それから有害鳥獣の駆除に関しましては、今言われましたように規則だから仕方がないということではなくて、規則ですけれども、そこを緩和してくれるようにしっかりお願いしていくよと、その方が大事じゃないかという提案ですわね、これ僕の言っておることは。

猟師の方々、話を聞いていますと、このごろは、例えば解体も昔は自分たちでやっておったんですけれども、手間もないし、今肉屋さんへ持っていかれるそうです。そうすると、1匹1万2,000円とか1万5,000円かかるそうですし、補助金は1頭5,000円しか出ませんので、その辺の兼ね合い

を見たときに、全くボランティアでやっていただくということになるのかと思いますけれども、やっぱりちょっときついんじゃないかということも考えるわけです。ですから、日当を多少見るとか、さらに規制緩和といいますか、そういうことをきっちり働きかけていくと、上に対して。県であるとか国であるとか、規則だから仕方ないよという言い方じゃなくて、本当にイノシシがふえていることは事実なんです。事実、私の住んでおる長瀬なんていうのは一度もシシなんか出たことがなかったんですけれども、ことし出ました。茶畑なんかでもとんでもないところへ出ておりますし、今のシシというのは、先ほど言いましたようにイノブタがかかっておりますので、昔のシシと習性が全然違います。非常に扱いがしにくいということをおっしゃってありますが、ありがたいことに簡単なおりに入ることなんです。先ほど提案しましたように、各集落に二つか三つ、欲しければ村から貸し出すという猟師の方に管理していただくとか、そういう方法もとりながら考えていくと。駆除できるのは猟師の方しかありませんので、今、甲種と乙・丙ですか、その免許を持った方しかできませんので、その辺のことをきっちり考えていかないと、本当に先ほど村長も言われました農地にまで甚大な被害を与えておりますので、例えば田んぼの電気さくというのは、ただ単にぼうだけで忌避効果しかありませんので、必ず駆除して数を減らすということを考えないと僕はだめだと思っておりますので、その辺の配慮もよろしくお願ひしたいなと思っております。以上です。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

おっしゃるとおりであると思っております。もちろん、規則も人間がつくったものですので、新しく都合のいいように作りかえるというのも一つの規則でありますので、そのようなふうにお願ひをしてまいりたいと思っております。

県道の件については利英議員おっしゃるとおりで、今、あの橋を直しておかないと、ひょっとして県道のあれが変わったりした場合には、もちろん村道になります。これは村が直接やるということになりまして、多大な予算が必要となります。村がやるとなれば、それはすぐやれるのでいいと、それまでですけれども、村も財政厳しい折ですので何とか県でやっていただきたいと、思うことは議員と一緒にございますので、今後とも一緒になってこれを何とか実現したい。

恵那・蛭川についてはカーブの改良とか、いろいろな問題が出ておりますけれども、私もあそこを通るたびに、この橋は非常に狭いということは感じておりますので、あそこをトップに据えて陳情してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（安江 浩君）

2番 服田順次君。

〔2番 服田順次君 一般質問〕

2番（服田順次君）

おはようございます。

それでは、私はマイクロ発電について一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回、定例会にも21年度補正（第7号）で小水力発電実現可能性調査事業というような形で330万ほどの予算が計上されておりますけれども、それにあわせての御返答でよろしいかと思えます。

我が国は、1960年代後半からの高度経済成長のもとで厳しい環境問題に直面してまいりました。環境対策には、行政の指導と企業の努力によって1970年代末より大幅に改善されてきております。しかしながら、日本を初め先進諸国の資源やエネルギーの大量消費に伴い、地球の温暖化、まだまだ広がりを見せております。

そうした中で本村は、小学校の大規模改修にあわせて地域活性化交付金事業により太陽光発電設備工事を導入、実施されました。この事業も環境対策の一環であり、教育的にも意味があるものと考えております。また、これにあわせて以前より考えておられたマイクロ発電についてお聞きしたいと思えます。

以前に村長とマイクロ発電施設の視察をする機会がありまして、意見の交換をしたことがあると思えますけれども、その後、具体的には平地内の用水を利用して、モデル事業というような形で検討していきたいとのことでした。その後はどうなっておるのでしょうか。また、それ以外の箇所についてもお考えがあったら、あわせてお答えをいただきたいと思えます。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

服田順次議員にお答えをいたします。

今度の政権交代で民主党の鳩山由紀夫代表が総理になられると思えますが、この鳩山氏が温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減すると、目標を表明いたしました。大変な数字だとは思いますが、今後、環境問題は政治のテーマになってくると思われます。

議員御質問のマイクロ水力発電は、東白川のあるもの探しとして19年度から心がけております。平成20年の春、当時の議長でありました服田議員と石徹白へ視察に出かけ、NPO法人地域再生機構の方とお会いしてまいりました。

その後、東白川へも下調べに来ていただきましたし、ことしの5月、岐阜県小水力利用推進協議会が立ち上がりました。私も日置郡上市長、大山中津川市長とともに参加をいたしました。県の窓口は商工労働部長でございますし、村では総務課を窓口としてやっております。まだ水力発電をどこでいつごろやるかというようなことは決まっておりませんが、下調べの時点では、議員御指摘のように平用水の取り入れ口が適地であると聞きましたし、そんな中、7月になりまして国の委託事業として小水力発電実現可能性調査事業、こういう調査事業が立ち上げられました。非常に時間のない募集でございましたが、東白川村としては、幸いNPOとのつながりもあり、早急に見積もりをとりまして応募いたしました。非常に急なことでありましたので、全国でも18件が応募されたということでございます。岐阜県からは中津川市と本村と、2件が採択をされました。

事業の内容と進捗状況については、後ほど参事から説明をいたしますが、東白川村村史を見ましても、大正の初めから水力発電をして、初めの電灯は水力発電でとったと、こんなことが載って

おります。先人たちが非常に努力をして発電をしてこられた、それが水力発電であったと思うと、やはり先人はこの村の水というものに着目をして、これを実現してこられた。20年余りで、昭和16年ですが、戦争とともにこれは今の中部電力に一元化をされたようで、裏の発電所は売り渡したということだそうでございますが、いずれにしても、太陽光で発電ができるということは、今度小学校にできるということで大変期待をしておりますし、水でも電気が起きるよということ、また子供たちにも知っていただき、東白川村でエネルギーを自前で賄うという姿勢をつくりたいなと、こんなことを思って始めた事業でございます。また、いろいろと御指導をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（安江 浩君）

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

それでは、私の方から、この委託事業の内容と進捗状況について御説明をいたします。

この事業は、正式名は「小水力発電による市民共同発電実現可能性調査委託事業」、こういう長い名前でございますが、平成21年度の環境省の委託事業であります。

加入しております岐阜県小水力利用推進協議会から情報が入りまして、7月2日に環境省の公示を受けまして企画書を作成するという作業に入りました。名前のとおり「市民共同発電実現」ということございましたので、地域住民の参加型の事業の可能性を調査するという中身でございます。

そういうこともございましたので、7月13日に一番可能性が高いと下調査がありました平自治会と、平用水の水利権を持つ平用水組合の役員の皆さんに趣旨説明を行わせていただき、企画書を7月11日に提出いたしております。この結果、先ほど村長答弁にありましたように採択を受けまして、現在は環境省との委託契約の事務手続を行っております。この契約に必要でありましたので、専決補正予算として今議会に上程をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

総予算額331万4,000円のうち、331万円が国の委託金による事業でございます。

調査内容でございますが、河川や用水を中心に小水力の発電の可能性を調査しまして、村内で15カ所程度を選定して、さらに有力な場所を絞り込むということにしております。

可能性につきましては、村は面積が少ないため、指定の選定よりも実現ができるかどうか、あるいは概略検討の中で経済性の評価、設置後の利活用の方法、地域の合意ができるかということに重点を置いて議論を進めていきたいと思っております。

具体的には、その場所の選定につきましては、河川や用水を対象に調査を行うということですが、地形だとか通年の流形、流量、水利の状況等を勘案して複数地点の選定を行います。この調査におきましては、また議員の皆様方からの情報提供をお願いしてまいりたいと思っております。

こうした場所を対象に、電力の利用計画ですとか流量、それから落差、取水口の可能性の有無、水車を設置できるか等について専門家の調査をしていただきます。これによりまして発電規模ですとか水利権、そういったところの調査も行い、概算の費用を算出してまいります。

選定されました地点においては、最大の年間の使用水量ですとか発電量等も推計をまいりま

すし、測量等も若干させていただき予定にしております。

こういったことを行いまして、関係機関との協議に使用できる資料を作成してまいります。

実現可能性を15ヵ所と申しましたが、絞り込むに当たりましては、先ほどのような要件を中心に絞り込んでいきますが、総合的に評価をしてみたいと思っております。

事業につきましては、関係者による検討会を設置するという事になっておりまして、また皆様方にも御極力をいただくわけですが、専門家も入れまして年3回ほどの検討会議を開催し、事業を完成させたいと思っております。

また、専門的な知識が要る調査でございますので、その技術的なこととかにつきましては、NPOの専門知見を持つ団体と契約をいたしまして、再委託という形で、村とそのNPOとまた契約をいたしまして、技師の派遣等も含めて実施をしてみたいと思います。現在は契約がまだ完了してございませんが、予算をお認めいただけた段階で事業着手をしていきたいというふうに思っております。

期間が1年で限定でございますので、3月までにこれを実施しなければいけませんので、昨日も担当の小水力推進協議会の方に来ていただきまして、10月以降の日程等について事務的なレベルでの打ち合わせをさせていただいておる状況でございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

2番 服田順次君。

2番（服田順次君）

ありがとうございました。今、御返答をお聞きしておりますと、調査の段階というようなことでございまして、あれから徐々に進んできているなというふうに思います。

また、その中には、先ほど村長がおっしゃってみえたように、「ないものねだりでなくてあるもの探し」ということで、東白川村にとっては自然という大きな財産がございますので、これを使って、今後、またこうしたマイクロ発電等がいろんな点で利用できるというふうに思いますし、またこれも自然と観光という違う面も発展できるのではないかなと、そしてまた共生ができていくのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、ただ、この小水力の発電についてはメリット・デメリット、それぞれありまして、メリットについては生態系の大きな崩れがないというようなことを物の本から見るとうたっておりますけれども、あとはやはりメンテナンスの問題とか、そうしたものがまた支障を来してくるのではないかなというふうに思っております。このことについても、先ほど質問にちょっと入れておきましたが、ほかの地域、そして東白川全部をもう一回見直していただきながら、できることから着手していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議員がおっしゃるように、費用対効果という面がどうかというのが一番問題になるわけですが、これは確かに費用対効果は悪いんじゃないかと思えますけれども、日本の進む道として今度総理になられる方がそのような環境に対する発言をされておるといことは、そのようなひょっとすると予算もつけていただけるんじゃないかなというような希望的観測もありますけれども、いずれにしても、調査をして、前にもこういうところで水力発電があったよとか、村でも何か所かを選定しておくということが、そういう場合にさっと対処できるということであろうかと思えますので、議員の皆様方のそれぞれの地域で、昔こういうところに水車があったよとか、発電をやっておったとか、製材工場で水を使って製材をやっておったとかというようなことを一度調べていただきたいなあと。これは勝手に私が思っておるわけですが、今度の全協あたりで皆さんにお願いして、一つ二つアドバイスしていただいて場所を選定していきたいと思っておりますので、これはお答えかお願いかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（安江 浩君）

3番 今井保都君。

〔3番 今井保都君 一般質問〕

3番（今井保都君）

それでは、赤線災害の対応について質問をいたします。

ことは梅雨前線が長期間日本列島に居座り、九州北部や山口県では被害も大きく、防府市では特別養護老人ホームが土石流により多くの犠牲者が出ました。また、8月には台風9号の影響で兵庫では大雨による増水で避難中の人々が流されたり、土砂崩れによる家や道路の被害が多数出ました。

そういった被害も時がたつと忘れがちになりますが、災害は忘れたところにやってくるとか申しませぬ。中山間地に住む我々は、集中豪雨には特に警戒が必要であると存じます。

そこで、村では現在、村道、林道、農道には災害の適用があり、昔からある道の赤線については災害の適用がないと聞いております。赤線といえども住民にとっては農地へ通ずる道であり、また民家と民家を結ぶ生活道になっているところもあります。崩れた場合は、ほうっておくと2次災害の危険もあります。高齢化社会の中で車の利用ができないお年寄りにとっては移動のための大切な道であり、また災害時の場合は通行道になります。東白川村のような急傾斜の多いところは、どうしても必要な道であります。災害の適用例がないと一言で決めつけるのではなく、災害が発生した場合、現場を確認して対処していただきたいと思ひます。道の通行不可は、農地の荒廃にもつながりかねません。村長の考えをお伺ひいたします。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えを申し上げます。

議員の御指摘の赤線とは昔の大切な道でありました。現在は法定外公共物として市町村へ譲渡されたものは道路の機能を有しているもので、村道として村有財産となっております。



まだ畑や山林の中に赤線として残っているものは、用途が廃止された上で引き継がれておりますが、その土地は個人でも払い下げを受けることができますし、また自分の土地と同じような考え方になっておりますので公共の財産ということではございません。また、土地改良をした区域内には残っておりません。

そこで、そういう場所で災害が起きた場合ですが、その赤線とか青線とかが含まれる農地や山林と同じ扱いであると考えられます。よって、例えば大災害が起きれば、国や県、そして地域の自治体が復旧しなくてはなりませんし、小さな修理等は、個人や土地改良、また協定集落等をお願いをすることになります。

いずれにしても、災害が発生したら役場の方へ御相談をいただきたいと思います。当然現地を確認し、それぞれ対処させていただきます。

いずれにしても、災害があったが赤線なので知らんよというようなことはございませんので、ぜひ御相談をいただいて、係が確認をさせていただきますので、よろしく願いをしたいと思います。

また、このようなものがどれくらいあるかということについては、法定公共物について係から説明をいたします。

議長（安江 浩君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

道路や河川のことは公共物というふうに言いますけれども、それとは別に道路法や河川法の適用を受けない里道とか水路などに使われているものを法定外公共物というふうに言うわけでございますが、それらのほとんどは地番がなく、法務局の公図に里道だと赤色、水路だと青色というふうに表示されておったわけですが、平成17年に村の方へ譲渡されました。赤線は村内で495件ございます。大変な数でございます。そして希望者には、村長が申したように払い下げをやっておるといような状況ですので、御説明だけさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

3番 今井保都君。

3番（今井保都君）

災害が発生した場合には、今言ったような形で村の方も、いや、知らんぞという、そんなことはないということで、住民にとっては一度行政へ取り出せて、いろんな対処してもらえるかなという希望も持てるわけですが、その中で、先ほど申し上げましたように、近年、集中豪雨等で大規模な災害も予測されます。こういった災害のためにも財政調整交付金といいますが、そういった中で20年度は2億という金も積まれております。これだけでは、もし村が万が一の場合には十分対応できる金額ではありませんけれども、しかしながら、こういった準備金もあります。それからまた、スローガンであります「安心して暮らせる東白川」というのが今の村にとっては、村民に対してこういうことをスローガンとして訴えている以上は、赤線といえども道路の役割を果たしているところ

ろがあれば、積極的に直していただきたいというのが村民の声ではないかなあというふうに思っておりますので、その辺、村長初め行政の皆さん方には十分な対応をお願いしたいと思います。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

おっしゃるとおりであると思いますので、災害が起きた場合には、例えば地域の村づくりの方とか、相談しながら村の方でも対処させていただきまますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

議長（安江 浩君）

4番 安倍徹君。

〔4番 安倍徹君 一般質問〕

4番（安倍 徹君）

それでは、新型インフルエンザについて最初に質問をいたします。

秋が近づきまして、インフルエンザの感染が広がる季節となつてまいりました。春に鳥インフルエンザの発生がありまして、以来、夏にははやらないものがずっとはやってきているわけでございます。

さきに厚生労働省が8月26日だったと思いますが、推定する大流行時の政府予測として、人口の20%が感染をするということで2,500万人、ピーク時の入院患者が4万6,000人という発表がございました。8月31日から9月6日までの病院にかかられた受診者ですが、15万人に達したという報道がなされております。これは沖縄県が一番多く今発生しておりまして、以下大都市で発生が見られるようになっております。

また、新学期が始まりまして、学校での集団感染も全国で100を超えたという報道がありました。幸いにして今度のインフルエンザは最初予測されたよりも症状が軽いものでありますが、死亡はないと言われておりましたが、このごろに至りまして死亡症例が出てきております。

学校では、特に岐阜県では「学校欠席者情報システム」というシステムの運用を始められたと聞いております。このシステムは、近隣市町村の情報も瞬時に的確に把握できることから、学級閉鎖、対外活動の禁止などの措置も早くとることができまして、感染拡大防止に大きく貢献できると思います。データがありましたら、またお知らせいただきたいと思います。

3月の定例議会の質問でも同じ質問をしたわけですが、そのときは鳥インフルエンザということで非常に脅威を感じておりましたが、現在ではそこまではないんでありますが、症例として薬が効かないウイルスも発見されております。そういうことから、その当時答弁をいただきましたが、村の患者予測数500人超、520人ぐらいだと思っております、を予想して防災対策を立てておられました。これは5班から成る感染拡大を防ぐための行動計画というものが発表されまして、これは県の指導によりまして、3月の時点ではこれから勘考していくということでございました。その後どうなっているのが1点。

それからもう一つは、予防薬の備蓄でございますけれども、今はワクチンまで事が及んでおりますが、それらについての東白川の対応について、県の指導に伴いまして対策をするという御答弁でありましたので、この点はどのようになっているか。感染の時期を迎えまして、この2点を質問いたします。

次に、新体制における村政の方針はということで、今回の衆議院選挙で国民の判断は新しい体制を求める方向に大きく動きました。今までの村の行政というのは、政権が変わらないものですから、新しい予算を組むにもある程度予測し得る状況にありまして、多少国の指示がおくれがあっても何ら支障なく予算も組めてきたわけでございますが、新しくなりまして、その手法もこれから模索していかなければならないと思います。

安江村長は、村政を引き継がれましてから3年半、当時、公債費比率25.3%という、いわゆるイエローカードをいただいたわけでございますが、計画どおり20年度決算では19.2%まで回復したと伺っております。鳩山政権になりまして我々の進むべき方向というか、やり方についてもはっきりしたものがまだつかめない状況であります。いずれにしても、村の中にはたくさん問題が山積みしております。

そこで、具体的に申し上げますと、今期で安江村政は一たん区切りをつけるわけでございますが、新しい行政の中で新しい年度に向かいます。村長はどのような方針でおられるか。また、新しい政権に対してどのような取り組みを模索してみえるのか、その辺をお伺いしたいと思います。以上でございます。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安倍徹議員にお答えを申し上げます。

新型インフルエンザは、議員御指摘のように、日々感染者が拡大をしております。厚生労働省が9日に発表した1週間の集団感染は2,318件であり、まだピークは迎えていない。ピークの予想は9月下旬であったが、感染者のふえ方が緩やかで、ピークは10月になるだろうと発表をいたしました。死亡者は全国で12人です。岐阜県の児童・生徒では45人が感染をいたしました。近くでは加子母小学校でも1人の感染児童がおります。議員御指摘の学校欠席者情報システムに発表されております。

比較的軽症であっても、これからピークを迎えますので、保育園、小学校、中学校初め病院、福祉施設等では引き続き予防に努めてまいります。万一感染した場合の診療所の態勢、また治療薬、予防ワクチンなどについては、後ほど診療所から説明はいたしますが、いずれにしても、軽症といっても数でございますので大変でございます。診療所へ殺到したことを想定しますと、本当にどうしたらいいのかなというぐらいでございますが、いろんな面で準備はしておりますので、お答えをいたします。

次に、新体制における村政の方針との御質問でございますが、皆様御存じのとおり、衆議院選挙

において民主党が大勝いたしました。民主党中心の政府となります。マニフェストを発表しておりますから予想はできるということでございますが、細部については、まだまだこれからだと思っております。特に私たちのような山間の過疎地にどのような施策がとられるのか、アンテナを高くしながら来年度の東白川村の予算に臨まなくてはならんと思っております。

また、議員お話の公債費比率は、20年度決算で19.2%となりました。単年度では16%台でございますので、21年度の決算のときには目標であります18%を切ることができるものと考えております。

また、村の貯金に当たります財政調整基金も20年度決算で3億3,000万円になりました。まだ十分とは言えませんが、災害等、まさかのときの備えとなると思っております。近隣町村に比べれば、半分ぐらいとしても5億円ぐらいは欲しいとは思いますが、厳しい財政でございますので思うようにはまいりません。詳しい財政の報告は定例議会の中でも行いますので、よろしくお願いたします。

それから、今後の村政について御指摘をいただきました村政の課題については、前向きに対処していきたいと考えております。その中の一つ、国産材利用向上による地域経済振興事業、いわゆる国産材利用の住宅産業でございますが、これも先日、21年度第3回の協議会を行いまして、11月には完成する予定であります。あとはサイトの宣伝に入ります。

その他、議員御指摘のようにたくさんの課題があるわけでございますが、ここで一つ一つ数え上げることはいたしません。過疎対策については、ことし村政120周年ですが、120年前の3,115人を目標に、あらゆる分野の施策を立てるべきと考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げて、答弁いたします。

議長（安江 浩君）

診療所事務局長 安江裕尚君。

国保診療所事務局長（安江裕尚君）

では、医療サイドの関係で所長の方から、今、診療所の方で考えておりますことを文書でまとめられましたのでそれを代読させていただきます。

まず初めに、岐阜県医師会新型インフルエンザ対策委員長、これは岐阜大学の村上啓雄先生により、新型インフルエンザの特徴について次のようにまとめてあります。

臨床症状や所見は、毎年流行する季節性インフルエンザとほとんど変わらない。重症化の危険性も季節性と変わりはない。唯一の違いは、新型では住民の免疫がないため、ヒトからヒトへの感染力が季節性より強いことである。ただし、新型インフルエンザの感染予防対策も季節性と全く差はない。臨床現場で新型か季節性かは見分けられないが、見分けることは治療においては意味がない。すなわち、現在の新型インフルエンザは、多くの人がかかっても軽く済みそうですが、多数が感染するので患者数がふえ、その結果、重症患者数もふえます。また、冬になれば例年のように季節性のインフルエンザも流行します。一時的に患者が急増すると、医療機関の受け入れ限度を超え、またインフルエンザ以外の重症患者の受け入れや治療も支障を来します。このことが一番の問題点であります。

パンデミックが起きてしまった現在、感染予防対策の多くは県の指導により、また医療供給については、県と医師会の主導により行われ、広域的な対応となっています。東白川村における新型インフルエンザ対策ですが、対策本部・診療所が中心となり、以下のような対応を行っています。

感染症発生動向調査は、法の定めるところに従い行われています。加えて、行政定点である東白川診療所では、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス」といって発生患者を毎日報告、把握する事業にも参加しています。

啓発活動としては、一般的な予防対策のほかに、重症化の兆候を患者・家族が注意して観察し、医療機関への適切な受診が行えるように指導します。また、CATV等を通して軽症者は心配ないことの説明や、時間内受診の促しをし、救急医療機関のパニックを防ぐための啓蒙活動を行っています。

診断・治療体制では、迅速診断キットは、感度が低く、最流行期には欠品する可能性が高いため、診療所ではインフルエンザ様症状を呈する患者を可能な限りトリアージし、主として臨床所見から診断・治療を行っています。また、重症者の治療を行う拠点病院の負担軽減のため、外来において積極的に患者を受け入れ、重症者の選別を行います。夜間に診療が必要なケースは重症者に限られていますが、休日については、感染者が激増した場合には地域医師会と協力して輪番の形で休日診療を行い、対応することが想定されます。

治療薬であるタミフルの備蓄は、国・県として十分にあり、地域住民への供給は心配ないと考えられますが、タミフル耐性株の出現予防のため、無制限な予防投薬や軽症患者へのタミフル投薬は控える方向に進んでいます。また、リレンザの増産を国が指示しております。

そこで、診療所の体制としましては、夜間・休日対応につきましては、新型インフルエンザに対する診療所の体制は、今回のインフルエンザは弱毒性で季節性インフルエンザの対応と同じ扱いとして考えております。

夜間及び休日については、近隣病院の救急時と同じ扱い、もしくは自宅で待機し、診療所の休日明けに受診をしていただくというふうに考えております。

それから2番目に、検査キット及び治療薬についてですが、9月10日現在の在庫ですが、検査キットにつきましては70名分在庫がありますし、タミフル、それからリレンザにつきましては、タミフルが5名分、それからリレンザが2名分備蓄があるということです。ただ、治療薬につきましては、現在、発生が見られておりませんが、発生時には供給が可能な状態にはなっております。

現在、国内ではタミフルは約4,500万人分とリレンザ500万人分の備蓄があるということですので、適時に供給がされますので心配はないと思っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

4番 安倍徹君、再質問。

4番（安倍 徹君）

まず、東白川村の体制について、今説明を受けました。新型インフルエンザ対策構造計画という

のを厚生労働省が発表されまして、市町村の役割について、市町村においては住民に最も近い行政単位であり、地域の実績に応じた計画を作成するとともに、住民の生活支援、独居高齢者や障害者など社会的弱者への対策や医療対策を行うと発表されております。

さらに、つい最近でございますが、今軽いという説明でございましたが、厚生労働省の対策本部から小児に対する脳症に対して、8月28日に「インフルエンザ脳症に係る注意喚起について」という文書が病院へ回っていると思いますが、これは8月25日現在までに、これ脳症というのは子供にかかる病気でございますが、10例が報告されているということで、注意喚起を促されております。

こういう状況で、国もそれぞれに、県も予防対策についてはそれぞれ注意を払っているところですが、東白川のお話を聞きますと、割と軽いから大丈夫だろうというようなニュアンスを受けます。タミフルについては5名分、リレンザについては2名分しかないよということでございまして、当然流行が確認されればふやされると思います。ただ、私の知識では、発熱後2日以内にリレンザ、あるいはタミフルを投与しないと効果がないということが医師会の発表でされております。ということは、休日体制、連休の場合どのように対応するのかという問題が一つあります。

それから高齢者に対して、これはいろんな病気をお持ちの高齢者に対してはいろいろ問題があるようでございますが、どの程度啓蒙がされているか。

介護の方にお伺いをいたしました。先日ございましたが、このインフルエンザ対応について病院から何らかの指示があるかという質問に対しまして、現在のところなされていないようでございます。毎日お年寄り、特に独居老人と接しておられる介護要員の皆様にも啓蒙という意味である程度の知識と連絡方法などを、これは知らせる必要があるのではないかと。

東白川は20万円の予算を持ちまして、一応防護服を5着用意しておりますが、今回はこれは必要ありませんが、この必要のないものはとっておきまして、必要のある予算をある程度持ちまして、啓蒙活動をしておく必要があるのではないかなあとと思います。

特に脳症の注意喚起が厚生労働省から出ておりますけれども、これに対しては特に小さなお子様を持つお母さん方、土曜日の午後に発熱をした場合どうするのか。土・日に対して、もう診てもらえるところがない状況、特に小児科が近くにございませぬ。こういう場合にどこに相談をしたらいいのかというようなところ、細かい配慮を、発症してからでは遅いのでございまして、当然病院挙げて、国がこれだけ発生しているんですから、やっておく必要があると私は思っております。その点のところを今後どのようにされていくのかをお伺いしたいと思います。

それから村長にお伺いした今後の行政についてですが、具体的に申し上げますと、次期も頑張られるのかということをお伺いしたわけでございまして、その辺のところを具体的にありましたら、ひとつお答えを願いたいと思います。以上でございます。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

初めにインフルエンザの件でございますが、今、病院の方では大変軽いからということでござい

ますけれども、これは通常のインフルエンザと一緒にあるから、なるべく早く受診をして、いち早く薬を届けるということでございます。現在7名分ということで不安に思われるかもしれませんが、この薬については、うちは3,000人分欲しいよといって買うわけにはまいりませんで、発症したということがあればすぐに届けるというシステムになっておりますので、発症すれば間違いなく届いてまいりますので心配は要らないと思いますし、また保健の方の係では弱者に対するケアを十分に話し合っておりますし、通知もいたしますし、またチラシにおいては今度の自治会長さんの配布物の中へお願いをしておりますので各戸に行き渡ると思いますし、またCATVでも今後やる予定でございますので、どうか皆さんからもよろしく、いち早く医療施設を受診することが大切かと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

また、小さい子供が非常に心配でございます。特に保育園、小学校等、子供たちが重くなる前にかからなくてはなりませんし、また子供たちの対策については教育委員会の方でも対策を立てておりますので、あとちょっと発表していただきます。

それから、今議員、来期をどうするというお話でございますが、私も村長を拝命いたしましては3年と、まだ半年にはなりませんし、もうあと少しで任期が参ります。1期目、非常にいろんなことを勉強させていただく4年間であったのかなあと、今そんなことを考えます。次期については、支持していただける方に相談しなくてはなりませんし、また家族にもまだ何も相談しておりませんし、一番私、相談しなければならないのは自分の体かなあと考えております。昨年も人間ドックへ参りました。ことしもこの秋に一応予定をしておりますので、しっかり調べていただいた後に、ひとつはっきりしたお答えをしたいなと思っております。

いずれにしても、前向きに考えていきたいと思っておりますので、また御指導をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（安江 浩君）

教育長 安江雅信君。

教育長（安江雅信君）

ただいま村長の方から、保育園、小学校、中学校のインフルエンザ関係の状況についてもというお話がございましたので、少し説明をさせていただきます。

まず、村内の保育園、小学校、中学校の現在の状況ですけれども、インフルエンザによる欠席者は発生しておりません。これは保育園、小学校、中学校、足並みをそろえまして予防を徹底して、こう、こんな取り組みをしております。手洗い、うがいの励行、それから場合によりましてはマスクを着用することで集団感染を防いでということで、学校でも行いますけれども、このことを家庭、保護者の皆さんにもお伝えをし、家庭でも学校でも予防に努めるといった取り組みをいたしております。

それから、それぞれの欠席状況等の把握の方法ですけれども、これは先ほど安倍議員さんがおっしゃいましたように、現在、小・中学校は、「学校欠席者情報収集システム」というネット上のシステムを使いまして報告をすることになっております。このシステムには岐阜県下の全部の小・中

学校、それから公立高等学校が入っておりまして、毎日11時30分までに、それぞれの学校がその日の欠席者、それから欠席の原因を入力するということになっております。これを県の保健所、それから教育委員会が毎日閲覧をすることになっておりまして、どの地域でどのような状況になっているか、それから発生がふえていく状況なのか減っているのかといったことを常につかんでいるということになっております。そうした形で状況把握がされておりますけれども、教育委員会としましては、あってはならんことですが、もしもインフルエンザによる欠席者等が出た場合には、速やかな措置を講じて、何としても集団感染を抑えていきたいということを校長会等々で確認をいたしております。

この集団感染の防止をするための対応には2通りありまして、まず一つには、小・中学校や保育園で単発にインフルエンザによる欠席者が発生した場合、これは例としましては先週、1年生で1人、インフルエンザで休んだよ、それからまた今週になったら、今度は3年生で休んだよと、こういった単発の場合には、インフルエンザを発症しました子供さんに出席停止の措置をとらせていただく、自宅で療養してくださいねということです。この期間は7日間、または熱が下がりました以後2日間という日にちを出席停止にすると、単発の場合はそんな措置をとらせていただきます。

それから二つ目は、今度は単発ではなくて同一集団、この同一集団といいますのは同じ学年、あるいは同じ部活動といったエリアになるわけですが、そこにおきまして7日以内に2人以上のインフルエンザによる欠席者が出た場合、このときは基本的には出た学年を学年閉鎖にさせていただきます。それを行いましても、なおほかの学年でも発症者が出そうだといったときには、今度は学校閉鎖というふうになりますが、これは先ほど申し上げましたようなシステムで県の方も監視をしておりますので、対応策を講じさせていただく折には、診療所、対策本部、それから保健所と相談や指導を得ながら日数を決めていくということになりますが、基本的な閉鎖日数は7日間というものでございます。この7日間と申しますのは、新型インフルエンザの潜伏期間等を考慮した国の基準でもあり、それを県も今使っておりますので、村におきましてもこの基準で対応するというようなことを、校長会、それから保育園長を含めました中で確認をいたしております。

いずれにしましても、保育園、小学校、中学校は、教育現場、それから家庭も一体になりながら、まずは予防に徹していきましょう、こんな取り組みをいたしておるところですので、御理解をいただきたいと思っております。

#### 〔4番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

4番 安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

インフルエンザについてですが、今、対応につきまして、学校については、これは県段階では4都道府県ぐらいだと思うんですが、これを利用して対応されているようでございます。いい方向だと思っております。

先ほどちょっと触れました子供の脳症についてなんですが、いろんな注意書きが入ってまして、



これは医師会の小児科学会が出しているものですが、強い解熱剤、これ商品名が書いてありますが、強い解熱剤を飲ませないようにという注意書きが出ております。これはインフルエンザ脳症の予後を悪化させるという意味で、医師に相談して用いてくださいというようなことが注意書きに書いてあります。こんなような細かい文書も国の段階では出ておりますので、村はわずかな予算で済むと思います。もう何回でもいいですので、こういう対応の仕方、先ほど1番議員がおっしゃいましたように、住民目線での対応の仕方を検討していただきたい。今のことしからの行政は、やはりでございます。これは住民目線で行政をやられるようでございますので、今までの、いわゆるお上お達し型といいますか、文書でこうしているからこうだということではなくて、子供からお年寄りまで、こういう場合はどうしたらいいか、いわゆる漫画的にでもいいですが、わかりやすくつかめるものを大きな字で出していただきたい。当然それに対応するシステムは職員の皆さんで考えて、五つの班が構成されておりますので、それぞれに役割がここに書いてありますようにあります。その中で研究をされまして、どういう対応をしたらいいか、どのように啓蒙したらいいかを、これからはやっぱり住民にわかりやすく知らせていく、何度も知らせていくということが大事だと思います。そのことを考慮して、これからこの対応に当たっていただきたいと希望して、質問を終わります。

議長（安江 浩君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。休憩時間は11時25分までとします。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

議長（安江 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 報第4号及び報第5号について（提案説明・質疑）

議長（安江 浩君）

日程第8、報第4号 平成20年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから日程第9、報第5号 平成20年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

報第4号 平成20年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成21年9月15日提出、東白川村長。

次のページの一覧表をごらんいただきたいと思います。平成20年度決算に基づく財政健全化比率一覧表、この財政健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標がございます。

初めに実質赤字比率は、一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、平成20年度の決算においては赤字はございませんのでハイフン表示となっております。連結実質赤字比率は、村の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、これも赤字額はございません。実質公債費比率は、村の全会計と一部事務組合を対象として一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率でありまして、平成20年度決算数値は19.2%という数値でございます。前年度と比較して3.2ポイント改善されております。将来負担比率は、村の全会計と一部事務組合を対象として一般会計が負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。決算数値は95.7%、前年に比べて28.6ポイント改善されております。

次のページには、監査委員の意見書の表題と意見書がついております。

次に報第5号 平成20年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成21年9月15日提出、東白川村長。

これも次の平成20年度決算に基づく資金不足比率一覧表、これにつきましては公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率でございます。簡易水道特別会計、下水道特別会計、ともに資金不足はございませんのでハイフン表示となっております。

なお、ただいま報告しました2件につきましては、少し細かな資料を18日の全協で担当から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（安江 浩君）

ただいまの報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、日程第8、報第4号 平成20年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから日程第9、報第5号 平成20年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

報第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第10、報第6号 専決処分報告について、専第10号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

報第6号 専決処分報告について。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成21年9月15日提出、東白川村長。

記1．平成21年度東白川村一般会計補正予算（第7号）、別紙でございます。

専第10号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。平成21年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,484万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成21年8月21日、東白川村長。

次のページの第1表の歳入歳出予算補正並びに4ページの事項別明細書1の総括の朗読は、省略をさせていただきます。

5ページをお願いします。2．歳入。13款3項2目総務費国庫委託金、補正額331万円追加、説明欄にありますように、小水力発電による市民共同発電実現可能性調査委託金でございます。

18款1項1目繰越金、補正額4,000円の追加、前年度繰越金でございます。

6ページをお願いします。3．歳出。2款1項6目企画費、補正額331万4,000円追加、説明欄にあります。一般質問のときに言われました内容のものでございまして、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費とございますが、最後の委託料につきましては、NPOへの再委託ということで、これが主なものでございます。以上でございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

今説明のあった小水力発電の委託料でございますけれども、この事業の大まかな姿というか、どこを目指しているのかということです。ということは、これ、ただ調査だけでも、どのくらいの規模とか、そういうものも調査されるのか、予算投入規模も投入予算もその中に入っているのかということです。具体的なこの数値を求めているのか。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

これは先ほど2番議員の一般質問にもありました小水力発電の可能地域の調査ということでございます。村内にどの程度水力発電ができるような場所があるか、一番簡単な答えですと、それを調べる。国の予算をいただいて、4,000円一財をつけるわけですけれども、それで調査をNPOに委託して、調査をしていただいて、ここにできるよということで、あと今度は実施については、どのような資金があるのかを当然後から調べるわけでございますが、小水力発電をやるというために調査を村内一円というか、可能性がある場所を調べる。どの程度の水量があるとか、落差があるとか、水利権はどうだとか、そういうことを調べる予算です。

〔発言する者あり〕

ちょっとそれなら参事の方から追加します。

議長（安江 浩君）

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

先ほどとちょっと重なる部分もございますが、一応15カ所ほどの村内調査を、15とは限りませんが、村内で可能性があるところを調査します。その可能性のある調査の地点についての実現性を評価していただきます。これはさっき言いましたように、3回の検討会議の中で結論として出てまいりと思います。

で、3カ所ぐらい極めて実現性が高いところにつきましては、6項目ほどの調査をやります。最大及び通年の使用水量の算定、それから水車と発電機の組み合わせの計算をしまして年間発電量の推計、それから工事費及び維持管理費に係る概算の支出の額の算定、幾らぐらい費用がかかるよということなんです。それから設置及び運用に係る概算の収入額の算定、これは電気量によりそれをどう使うかということになります。それから流量調査、水の量ですね。それから簡単な測量、平面測量と落差の測量、これだけは再委託業務の中に入れておりまして、仕様書を決めて契約をしますので、極めて実現性の高い3カ所についてはこれだけの数値が出てくるという調査になります。

議長（安江 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報第6号 専決処分報告について、専第10号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報第6号 専決処分報告について、専第10号 平成21年度東白川村一般会計補正予算(第7号)は承認されました。

議案第55号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(安江 浩君)

日程第11、議案第55号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長(楯 光一君)

議案第55号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成21年9月15日提出、東白川村長。

次のページに表が出ております。左側が変更前でございまして、右側が変更後でございます。

まず、区分2の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のところでは、(2)の農道のところに、変更前、中山間地域農村活性化云々とありますが、この「農村活性化」という部分が変更後はなくなっております。その変更でございます。それから、(5)の電気通信のところでは、変更後の一番下にありますように、BSデジタル放送再送信機能の整備が追加になっていましたのでこの部分が入ってきております。

それから3の生活環境の整備のところでは、変更後の水道施設簡易水道の下のところの原水濁度計一式というのが本年度事業に入ってきましたので、ここで追加をさせていただくものでございます。

それから5の医療の確保のところでは、これも一番下の升の中にもありますが、診療所の超音波画像診断装置機器一式というのが今年度事業に入りましたので追加をさせていただく変更でございます。以上でございます。

議長(安江 浩君)

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 安江利英君。

1番(安江利英君)

今、一番初に言われた「農村活性化」という字を外しただけ、ほかはこれ事業がふえてきたんだけれども、これ何が違うんですか。

議長(安江 浩君)

楯課長。

総務課長（楯 光一君）

実はこれはずっと東白川村の過疎計画の中に残っておったんですけれども、県の方でもこの文言は今使っていないという御指摘がありまして修正をさせていただくというものでございます。以上です。

議長（安江 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第55号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案どおり可決されました。

#### 議案第56号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第12、議案第56号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第56号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年9月15日提出、東白川村長。

1枚めくっていただいて、改め文が出ております。東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例、18条の5の2の改正ですけれども、ここでは退職被保険者の世帯平等割を算出する項目があるわけですけれども、「第18条第1項4号口」というのを「第18条第1項第4号口」に改めるということで、「第」が抜けておりましたのでつけ加えさせていただいたものでございます。

次に附則第10条の次に次の一条を加える改正でございますけれども、朗読をして説明をさせていただきます。

平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置、第10条、被保険者または被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第8条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは「39万円」とする。

附則としまして、この条例は、平成21年10月1日から施行するというものでございます。

これにつきましては、緊急少子化対策の一環として出産育児一時金が4万円加算されて39万円にするものでございます。産科医療補償制度に加入する病院については3万円を加算するということが規則で定めておりますので、産科医療補償制度に加入しておる病院で出産された場合は、10月以降は42万円を支給するという改正でございます。これにつきましては、23年3月までということになっておりますけれども、これ以降については金額、それから給付のあり方について、今後また検討して改正をされるというものでございます。

以上、お願いします。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第56号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第57号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第13、議案第57号 天皇陛下御在位20年記念分収造林の設定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

議案第57号 天皇陛下御在位20年記念分収造林の設定について。天皇陛下御在位20年記念分収造林を設定しようとする。よって、次のとおり議会の議決を求める。平成21年9月15日提出、東白川村長。

記としまして、契約の相手方は、国の契約担当官、中部森林管理局長の城土裕。2．契約の目的、分収林。3．場所、岐阜県加茂郡東白川村越原国有林2180林班に - 1林小班。面積が4.93ヘクタール、分収率が8割でございます。分収率は、村の取り分が8割ということでございます。

それから、お手元の議案説明資料で図面が1枚ついていると思いますが、1枚物で、一番最後になるとは思いますけれども、水色で塗ってあるところが今回の分収林の予定地でございます。ここにちょっと線で引っ張って、緑のオーナー制度で平成19年皆伐というふうにしてありますけれども、実際は20年に伐採されたところです。ちょうど上の「御在位20年記念」という表題のところにはゲートがありまして、ゲートから上がってきて、ちょうど道が三つに分かれる、もとの営林署のあったところから上へ上がって行って、今、いきなり皆伐されて広がってきております。昨年だったか、皆さんに整備視察のときに行っていたところは、この図面の右の上の方に「緑のオーナー制度の18皆伐」と書いてあるところがありますけれども、そこが皆伐されていたところですが、今回、このブルーのところは皆伐されて、この分収の公示が国の方でされましたので、ここを分収にしたいということでございます。

越原の国有林は、水田の水源地で大変重要なところでありまして、山・川・海思いやりの森造成運動も昨年でなくなっております。この分収林を生かして、子供とか企業とか一般の方との触れ合いの場をここで設けて、植林して育てていけないかなというふうに思っております。

それから、この名前につきましては、林野庁の方で、ことしちょうど御在位20年ということで、その記念行事の一環として、全国の国有林でこういう名前の分収林を募るということになりました。そして例年に基づきまして、名古屋管内にありますけれども、この越原の国有林と旧国府町の国有林が分収の公示がされました。今回、議決をしていただければ、これは申し込みが9月いっぱいになっておりますので、国の方へ分収契約の申し込みをしたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 安江利英君。

1番（安江利英君）

これって樹種は、やっぱりヒノキとか杉とか、そういう用材の樹種を考えてみえるんですか。

議長（安江 浩君）

産業建設課長。



産業建設課長（松岡安幸君）

今の計画ではヒノキを6割、それからサワラを2割、それから広葉樹を2割というような計画でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（安江 浩君）

1番。

1番（安江利英君）

水源の森の一番大事なところで、多分洞ぐろにヒノキとかサワラ、サワラは別としてヒノキは適さないような気がするんだけど、本来、適地適木とよく言いまして、洞ぐろは杉、尾根へ行ったらヒノキとかサワラとかというような見方もある、多分サワラは大丈夫やと思うけれども、あと金木は何を設定してみえるか知らんけれども、適地適木ということをよく考えないと、また無駄なことにならないかと思うけれども、その辺どうですか。

議長（安江 浩君）

産業建設課長、答弁。

産業建設課長（松岡安幸君）

国の方の予定では、一応ヒノキ、杉、広葉樹というふうになってきております。本当ですと水源の森なので広葉樹だけでいきたいわけですがけれども、伐採のときのこのかかった費用をある程度回収しようと思うと、ヒノキも植えてやっていきたいと思っております。また、御指導をよろしくお願いします。

議長（安江 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第57号 天皇陛下御在位20年記念分収造林の設定についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 天皇陛下御在位20年記念分収造林の設定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。午後は1時のチャイム以後始めますので、よろしく申し上げます。

午前11時57分 休憩

午後 1 時02分 再開

議長（安江 浩君）

再開します。

議案第58号から議案第61号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第14、議案第58号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から日程第17、議案第61号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの4件について、補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第58号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。平成21年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億421万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,905万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。平成21年9月15日提出、東白川村長。

次のページの第1表の歳入歳出予算補正につきましては、朗読を省略させていただきます。

5ページをお願いします。第2表 地方債補正。

変更でございます。限度額以外の変更はございませんので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、朗読を省略させていただきます。過疎対策事業、ここでは限度額で5,030万円ということで60万円の増額でございます。診療所の医療機器整備に伴う20万円の減額と、それから美濃東部負担額の決定によります80万円追加ということで、差し引き60万円の増額でございます。

それから臨時財政対策債につきましては、発行額の確定によりまして4,080万円の増額ということでございます。

説明資料の方の7ページの事項別明細書のところも朗読を省略させていただきます、9ページの2の歳入から説明をさせていただきます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額7,073万5,000円の追加でございます。地域活性化・経済危機対策交付金の前回補正させていただいた残りの分でございます。

3目民生費国庫補助金、補正額200万2,000円追加、これは21年度になりましての補正によります

子育て応援特別手当の事務費と補助金ということで、補助金につきましては、1人当たり3万6,000円ということで55人分でございます。

8目土木費国庫補助金、補正額4万4,000円追加、これは橋梁長寿命化修繕計画策定事業補助金の確定によるものでございます。

10目教育費国庫補助金、補正額126万4,000円追加、小学校、中学校ともに理科の教育設備整備費の補助金がございますし、それから特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、対象者の1名減による減額でございます。

14款2項4目衛生費県補助金、補正額22万8,000円追加、妊婦検診の公費負担拡充交付金でございます。

6目農林水産業費県補助金、補正額44万5,000円減額でございます。農業費の方では県振興補助金が耕作放棄地対策に対して交付されますので70万円追加でございますが、林業費のところでは森林整備地域活動支援交付補助金が減額になっております。

14款3項2目総務費県委託金、補正額が1万4,000円の減額です。これは、ふえた方では国勢調査の調査区設定委託金で4万3,000円ふえておりますが、経済センサスの委託金の方で5万7,000円減額ということで差し引きでございます。

15款1項1目財産貸付収入、補正額40万円追加、これは伝承の広場の分として、トンネル工事の工期延長に伴う1年分追加ということで、土地の貸付料でございます。

15款2項2目不動産売払収入、補正額101万7,000円追加、不動産の売り払い3件ございまして、法定外道水路1件、それから農地が2筆ですが、これが1件、それから公衆用道路長瀬地内ですけど、これも1件ということで3件でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額45万円追加でございます。説明欄にあります社会福祉施設整備指定寄附金が4件と、その次のページにあります、豊かな森づくり基金の指定寄附金ということで1件ございます。

18款1項1目繰越金、補正額1,260万3,000円の減額でございます。前年度繰越金です。

19款4項4目雑入、補正額26万3,000円の減額です。説明欄にありますように、安全装備品整備等助成金、これは消防の基金の方から要望してありましたものが確定しましたが、消防団員以外の分も要請してありましたけど、それは対象外ということで29万3,000円の減額でございます。それから、子育てヘルパーの利用料の3万円の追加ということでございます。

20款1項4目の衛生債、補正額が20万円の減額、これは診療所の医療機器更新事業の額の確定によるものでございます。

6目農林水産業債、ここは80万円の補正額が追加でございます。美濃東部の農業用道路負担金の確定によるものです。

13目臨時財政対策債につきましては4,080万円の増額、確定によるものでございます。

13ページの3の歳出を説明します。

2款1項1目一般管理費、総務一般管理費で補正額84万4,000円の追加、これは説明欄にありま

すように喫煙ボックスの1基の備品購入と、それに係ります修繕料のところでは電気工事と排煙窓の修繕、それから工事請負費につきましては、役場前駐車場の区画線、いわゆる白線の設置をするというものでございます。

6目企画費、補正額が9,013万3,000円追加でございます。説明欄にありますように、経済危機対策で4件ほど上げております。まず一つ目が村営住宅の整備ということで、工事の監理委託料と、それから工事請負費が三つでございます。それから経済危機対策の農地等整備・保全推進事業につきましては、県土連の事務費の負担金ということで16万5,000円の追加でございます。それから三つ目が地域商業活性化対策事業ということで、商工会の方より要請がありました商業活性化支援事業補助金の追加でございます。それから四つ目の村道補修整備事業につきましては、村道修繕工事ということで3,768万5,000円でございます。

7目交通安全対策費、補正額10万5,000円の追加、ここでは工事ですが、防犯灯設置を1基ということで、小学校のプール横に横断歩道を設置するというので、そのための条件整備として防犯灯の設置が義務づけられましたので1基設置するというものでございます。

10目地域情報化事業費、補正額185万6,000円の追加、これにつきましては地域ICT利活用モデルの委託対象外事業でございますが、いよいよ年末にかけましてウェブサイトが完成をします。その公開に向けたPR費用と、それから商談等が入ってきますと、冬季間等、寒い時期には役場の庁舎の中の一部ではちょっときついということで、事務所を借りて、4ヵ月分管理費を支払いたいというものでございまして、これは見晴らしの宿を予定しております。それから登録商標代と弁護士の相談費用といったものでございまして、そのほかには備品購入、事務用のパソコン、プリンター等ございまして、合わせて185万6,000円というものでございます。

それから15ページへ入りまして、2款2項2目の徴税費の賦課徴収費、補正額が11万9,000円追加でございます。村税の還付加算金が2社、それから村税還付償還金が2社ということでございます。

2款5項1目の統計調査費、補正額が1万9,000円の減額でございますが、国勢調査のところでは需用費で増額でございますが、経済センサスの基礎調査のところでは報酬、需用費ともに減額ということで、差し引きで1万9,000円の減額というものでございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額8万3,000円追加、これにつきましては後期高齢者医療費の過年度の補助金の清算返還金ということで8万3,000円でございます。

3目保健福祉費、補正額35万円追加、これは指定寄附を4名の方からいただいた分の社会福祉施設整備基金への積み立てでございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額200万2,000円の追加、子育て応援特別手当に絡むものでございまして、小学校就学前3年間の子供に対して1人3万6,000円を支給するという国の経済対策でございます。その他事務費が2万2,000円でございます。

17ページの方をお願いします。4款1項1目保健衛生総務費、それから母子健康センター費、ともに財源補正でございます。

6目の廃棄物対策費、補正額53万5,000円追加、これにつきましては資源回収の補助金ということで、単価の引き上げ、1キログラム当たり2.5円から6円に増額ということで、PTAより要望のあったものであります。

6款1項3目農業振興費、補正額32万円追加、これにつきましては耕作放棄地対策事業につきましては、県の支出におきまして財源補正でございます。それから茶業振興対策事業については、兵庫県への職員の研修の負担金と、それから美濃白川茶商会への補助金で30万円でございます。

4目農業構造改善事業費、補正額15万円追加につきましては、大明神の子護会館の屋根の塗装改修に係りますものの3分の1相当分でございます。

18ページの6款1項7目農地費では、補正額98万7,000円追加でございます。美濃東部区域農用地総整備事業負担金の確定によるものでございます。

6款2項1目林業総務費、補正額18万円追加、これにつきましてはFSCセミナーへの参加の旅費等と、それから林業経営視察、愛媛県への視察、それから指定寄附の豊かな森づくり基金への積み立てといった内容でございます。

2目林業振興費、補正額7万7,000円の減額でございます。説明欄にありますように危険木の除去事業につきましては、交付金事業から村単への切りかえということで、県からの補助金の減額もございまして、こういった組み替えをしております。

19ページの方で7款1項2目地域づくり推進費、補正額55万5,000円追加でございます。上の段の地域産業活性化対策事業委託料につきましては、ヒノキのまきの販売関連事業をふるさと企画へ委託するというものでございます。それから、こもればの里につきましては、見晴らしの宿の排水管の修繕料というものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額59万8,000円追加、橋梁点検委託料の計画変更に伴うものと、村道の維持修繕工事につきましては、ことしの雨で母樹林公園、それから大沢・柏本線等、駐車場の整地とか側溝の修繕が入りましたので、今回追加をさせていただくものでございます。

20ページの9款1項1目消防費の非常備消防費では補正額24万円の減額でございますが、備品のところで防火服で減額をしております。

2目消防施設費、補正額146万円追加につきましては、現在、「ぎょうせい東白川」という防災無線がございしますが、来年の5月にこの免許の期限が切れますが、国への更新の申請が22年2月末ということでございますので、そういった指摘がございまして、今回、その更新の委託料と、それから携帯無線機の電池が消耗しているものが多いということでその消耗品の購入、それからもう一つ、工事費のところで加舎尾地内に消火栓を1基設置するというものでございます。

3目災害対策費、ここは財源補正でございますが、新型インフルエンザ対策費のところで旅費と役務費を減額して、需用費のところでマスクを買って備蓄したいというものでございます。

21ページ、10款1項2目教育委員会の事務局費ですが、補正額107万5,000円の追加でございます。ふるさと冊子作成事業となっておりますが、主に印刷費のところですが、3種類のふるさとシリーズ7号、以下3種類の冊子をつくりたいということで、その印刷費、用紙代、それから原稿の作成

と校正の謝礼でございます。

10款2項1目学校管理費、小学校の学校管理費が補正額11万8,000円の追加、これは小学校の屋外バスケットゴールの1基の修繕でございます。

それから次のページへ入りまして、教育振興費のところでは補正額133万8,000円の追加、消耗品費と食糧費、それから備品のところでは顕微鏡等の23品目ですが、教材備品を小学校として導入するというものでございますし、それからもう一つ下のところは児童特別支援学級就学奨励費ということで、該当者が1名減ったということで減額でございます。

10款3項2目教育振興費、これは中学校の教育振興費ですが、補正額が125万7,000円の追加、光学顕微鏡等30品目の教材備品を購入するものでございます。

10款4項2目の公民館費のところでは補正額43万3,000円の追加、はなのき会館管理費となっておりますが、次のページのところにありますようにはなのき会館駐車場の区画線の設置ということで、これも850メートルほどですけれども、整備したいというものでございます。

10款5項2目体育施設管理費、補正額5万3,000円追加、これは五加運動場の水銀灯の修理でございます。

一般会計は以上でございます。

議長（安江 浩君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第59号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,350万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年9月15日提出、東白川村長。

次の2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、5ページの2の歳入から説明をさせていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険料、補正額671万円の減額でございます。これにつきましては、以下退職もありますけれども、8月の本算定で確定しまして、予算等の差がありますので減額をさせていただくものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険料23万円の減額でございます。

5款1項1目前期高齢者交付金、補正額3万4,000円の減額でございます。

10款1項1目繰越金、補正額1,208万8,000円で前年度の繰越金でございます。

次のページですけれども、11款4項5目雑入で補正額が23万1,000円でございます。これにつきましては介護従事者処遇改善臨時特例交付金ということで、介護納付金の財源充実にさせていただくものでございますけれども、県の国保連合会から交付を受けております。

7 ページで、3 . 歳出。3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金、補正額 7 万 2,000 円、説明にありますように後期高齢者支援金の負担金の不足分を補正させていただきまます。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金、補正額 1 万 4,000 円の減額です。確定により 1 万 4,000 円を減額させていただきまます。

6 款 1 項 1 目介護納付金、補正額ゼロでございます。ここでは、先ほど言いました歳入のところでありました介護従事者の交付金の処遇改善の特例交付金の財源の補正をさせていただきまます。

10 款 1 項 1 目一般被保険者保険料還付金、補正額 20 万円、過年度分にさかのぼって保険料をお返しせんらん分が出てきましたので、2 件分ですけれども、20 万円の補正をさせていただきます。

次のページへ行きまして、10 款 1 項 3 目償還金、補正額 508 万 7,000 円、説明欄にありますけれども、前年度の精算返還金ということで 498 万 2,000 円、それからもう一つは後期高齢者医療費の創設の準備費の補助金をいただいておりますけれども、過年度分としてもらい過ぎておりましたので、10 万 5,000 円ということで返還させていただきます。

議案第 60 号 平成 21 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）。平成 21 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,216 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 21 年 9 月 15 日提出、東白川村長。

次の 2 ページの第 1 表、それから 4 ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、5 ページの歳入から説明をさせていただきます。

3 款 1 項 1 目繰越金、補正額 3 万 9,000 円、前年度の繰越金でございます。

3 . 歳出。2 款 1 項 1 目東白川村簡易水道建設事業費、補正額 3 万 9,000 円、説明欄にありますけれども、国庫補助金の分担金、岐阜県の簡易水道協会の方に工事費の負担金ということで、ことし中央監視装置を補助金を受けて実施するわけでけれども、その事業費の 1,000 分の 4 ですけれども、協会の方へ負担をするものでございます。

議長（安江 浩君）

国保診療所事務局長。

国保診療所事務局長（安江裕尚君）

議案第 61 号 平成 21 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 4 号）。平成 21 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 69 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,469 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 21 年 9 月 15 日提出、東白川村長。

1枚めくっていただいて、2ページの第1表の歳入歳出予算補正と4ページの事項別明細書の1の総括を省略させていただきまして、5ページの2.歳入からお願いします。

3款2項1目医業費補助金、補正額17万4,000円の減額、これにつきましてはレントゲンとエコーの機械を購入した際の額が確定しましたので、それに伴う補正でございます。

5款2項1目医療設備等整備基金繰入金、補正額53万円、これは医療設備の購入に伴う基金の方からの繰入金を補正するものでございます。

6款1項1目繰越金、補正額1万5,000円の減額、これは前年の繰越金でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額35万円、これはこのページと次のページにあります3件分の寄附の補正でございます。

3.歳出。2款1項1目医業費、補正額69万1,000円、説明の欄で医業用備品ということで88万円上がっています。これにつきましては、高周波ラジオ波メスということで、簡易ないぼとか腫瘍等を取り除く機械でございます。それから、その下のレントゲン・エコーにつきましては、入札のときの差金の減額でございます。合わせて69万1,000円の補正でございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

国民健康保険特別会計の中の雑入の部分の介護従事者処遇改善臨時特例交付金について、これって例の政府の言っておりました、従事者の給与が非常に安くてということで、その辺のところの改善資金として入ったものですか。

議長（安江 浩君）

村民課長。

村民課長（安江弘企君）

介護納付金として国保会計から拠出しております。その部分について県の国保連合会の方へ1億6,000万円ほどしております。そういった関係でうちの方へ交付を受けたもので、介護従事者の処遇改善につながるものと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（安江 浩君）

4番 安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

処遇改善特別交付金であります、額が少ないので、これって効果がございましたか。多少配られたのかどうか、具体的にはどういうふうに使われたか。

議長（安江 浩君）



村民課長。

村民課長（安江弘企君）

うちの方から支払基金の方へ、毎年1,200万ほど介護納付金として皆さんから集めて拠出してありますけれども、その拠出する財源に充当させていただきましたので、皆さんから集める保険料をアップしなくても済んだという計算になっておりますけれども、金額的には23万ということになっています。

〔挙手する者あり〕

議長（安江 浩君）

3番 今井保都君。

3番（今井保都君）

13ページの、今度新しく村道の補修整備事業がようやくできて予算に載っているわけですが、これは7月の議会でもちょっとお聞きしましたけれども、各自治会の方へ細かく調査を依頼した、その要望に沿ったものになってのこの事業の展開になるのか、その辺のことをちょっとお聞きしておきます。

議長（安江 浩君）

産業建設課長 松岡君。

産業建設課長（松岡安幸君）

各集落から御要望は本当にたくさんいただきました。それも加味して、それと村道なので村がやった方がいいんじゃないかと思って、両方合わせて一応計画いたしております。

ただ、今回の村のやるのは舗装修繕の方で、改良とか、いろんな皆さんからの御要望がございましたが、そこまでは今回は手が回せないような状況でございます。

それと今の13ページの村道改修事業の財源のところをちょっと見ていただきたいと思いますけれども、総額が3,700万ですけれども、国・県の支出金が2,800万、一般財源が920万というふうになっております。これは経済危機対策、ここの上、全部で今四つあるわけですが、前に補正した分との調整役というか、一般財源をつけてここで予算をしておりますので、この3,700万すべてが村道で使えるということではなくて、もう少し下がった金額になってきますので、その事業との兼ね合いを見ながら修繕をやっていきたいと思っておりますので、そこら辺ちょっと御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（安江 浩君）

3番 今井保都君。

3番（今井保都君）

それで、自治会の方から要望が出ておったことについて、いや、村としてはここまでを今回やりますというような、やっぱり自治会の方へも詳しく調べて調査した、その結果のもとに今回の事業ということである程度の、何%できるか、それはまたここではちょっと私も聞くあれはないですけ

れども、ある程度の今後についての、いつごろの予算でまたやりたいとか、その辺の程度もある程度自治会の方へも、それぞれ返事というか答えも出していただければ、自治会としてもまたいろんな面で農地・水とか中山間とかいろんな、集落はそういう事業の中でやりくりしていますので、その辺のこともちょっと説明補足というか、してもらえればありがたいと思います。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

この経済対策の交付金については、額が東白川村へ2億6,000万と、これについては決められておりまして、それによって、例えば森林組合の機械であるとか、いろんなものに使いまして、入札差金とかいろいろありますので、最後に村道の舗装を入れて、そこで使い切るという考えで組んだ予算でございまして、村の一財を一応組んでおりますが、できればこれを使わずにできないかなということもありまして、ほかの予算との兼ね合いということがありますので、いずれにしても、各集落から上がってきたものについては、いずれはやらないかんといいことですので、これでもしやれない場合、来年度予算、また来年度予算でできないのはその次というふうで、うちの方では、これはやれなかったのもうなしと、こういうことはしたくございませぬ。村道の悪いところは、最終的には何年かかってでも全部直したいと思っておりますので、結果については、もちろん各集落へ報告をいたします。ことしのこの経済対策でどれだけやれるかということは、まだちょっと確定というわけでないですが、一応予算を認めていただいて、入札して差金があったということになれば延長が延びていく、例えばもう一つやれるということになるわけですので、御理解をいただきたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（安江 浩君）

3番 今井保都君。

3番（今井保都君）

工事の方は21年度中にこの予算ですべて終わる、次期へまた繰り越されるとか、そういうことはないわけですか。

村長（安江眞一君）

これは21年度で終わります。

〔挙手する者あり〕

議長（安江 浩君）

4番 安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

関連して経済危機対策でございまして、村長、木曾渡の村営住宅工事、始まって、今壊しておられるようですが、今度この予算で造成と建築と計画しておられるようですが、これだけでこれあるのかということと、それからどの程度のどういう形の住宅をつくれるのか。おおよそは聞

いておりますけれども、規模とか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

この予算でやる事業は、木曽渡の撤去工事と宅地の造成工事と、そして村営住宅2棟の予定です。これ、本当は4棟建つ敷地ができる予定です。それで、2棟はこれでやるわけですが、一応会計検査がございますので、2棟建てるのになぜ4棟やったかということになりますので、そのあとの2棟の分は村費でやると。そして一度につくっておきませんと、今度2棟の分だけで、この次また2棟つくると余分な費用がかかかりますので、そういう予定であります。

それで、その2棟の住宅については、今回はこういう事業でございますので、ある程度今までのように所得が幾らでないと入れないとか、そういうことのない住宅ですが、そんなに豪華な住宅はありません。1戸が大体一千二、三百万でできないかなと思っております。

議長（安江 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から議案第61号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの4件について一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から議案第61号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの4件は、原案のとおり可決されました。

議案第62号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第18、議案第62号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議案第62号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成21年9月15日提出、東白川村長。

記、氏名、村雲英子、生年月日、昭和23年6月30日、住所、東白川村神土3495番地の2。

本件は、5名の教育委員において、うち1名の任期が本年9月30日に満了いたしますので、次の任期における教育委員の任命につき同意をお願いするものであります。

神土神付の村雲英子氏は、平成13年より現在まで2期8年にわたって教育委員をお務めいただいております。次の任期も引き続きお願いしたいというものでございます。村雲さんは、5名の委員の中の唯一の女性委員として女性の視点からの発言や、特に子育てや食育に関して積極的な提言などもいただいております。適任者でございますし、御本人の内諾も受けておりますので、御同意いただけますようお願いをいたします。以上です。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。2時に再開します。

午後1時48分 休憩

午後2時00分 再開

議長（安江 浩君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

認定第1号から認定第8号までについて（提案説明）

議長（安江 浩君）

日程第19、認定第1号 平成20年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第26、認定第8号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（安江眞一君）

認定第1号 平成20年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。平成20年度東白川村一般会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成21年9月15日提出、東白川村長。

認定第2号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成20年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成21年9月15日提出、東白川村長。

認定第3号 平成20年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。平成20年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成21年9月15日提出、東白川村長。

認定第4号 平成20年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成20年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成21年9月15日提出、東白川村長。

認定第5号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成20年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成21年9月15日提出、東白川村長。

認定第6号 平成20年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成20年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成21年9月15日提出、東白川村長。

認定第7号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。平成20年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成21年9月15日提出、東白川村長。

認定第8号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成21年9月15日提出、東白川村長。

平成20年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に、平成20年度一般会計並びに特別会計7会計の決算認定議案を提出し、平成20年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

平成20年度は、我が国の経済は、昨年上半期までは順調に景気が拡大してまいりましたが、下半期は、世界的な金融危機に端を発した世界同時不況により一転して急激に悪化する事態となり、大企業さえも軒並み赤字決算となるなど未曾有の状況となりました。

本村においてもあらゆる村民生活の中にその影響があらわれ、閉塞感のある厳しい状況となりましたが、国が行いました経済危機対策に積極的に取り組み、定額給付金交付事業を遅滞なく実施し、村民生活への下支えとなるよう努力するとともに、村民の皆様の安心・安全を守るために村営病院の診療所への移行に伴う機構改革を実施し、初年度となりました国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計の健全な運営を図ってまいりました。また、地域ICT利活用モデル構築事業に着手し、主幹産業である木造建築産業の振興策を通じて元気の出る村づくりを目指すなど、「自分の地域は自分でよくし守っていく体制づくり」「ないものねだりをやめてあるもの探しの村づくり」「本物の田舎を全国に発信する」を基本理念に、村民の皆様とともに協働の精神で各種事業を進めることを基本として進めてまいりました。

幸いにも大きな災害もなく、順調に各事業が実行できましたことにつきまして、議会の皆様を初め村民各位の多大なる御尽力に感謝を申し上げ、以下、決算について、その大要を申し述べます。

#### 第1 各会計決算総額等の状況

一	般	会	計	歳入総額	23億7,880万5,769円
				歳出総額	20億8,465万4,129円
				差引残額	2億9,415万1,640円
	国民健康保険	特別	会計	歳入総額	4億2,561万1,343円
				歳出総額	3億5,436万3,533円
				差引残額	7,124万7,810円
	老人保健	特別	会計	歳入総額	4,639万8,117円
				歳出総額	3,468万676円
				差引残額	1,171万7,441円
	介護保険	特別	会計	歳入総額	2億4,020万9,961円
				歳出総額	2億1,133万8,217円
				差引残額	2,887万1,744円
	簡易水道	特別	会計	歳入総額	1億5,927万2,937円
				歳出総額	1億4,445万7,973円
				差引残額	1,481万4,964円
	下水道	特別	会計	歳入総額	2,240万1,293円
				歳出総額	2,032万9,489円
				差引残額	207万1,804円

国保診療所特別会計	歳入総額	2億9,258万4,159円
同	歳出総額	2億7,650万161円
同	差引残額	1,608万3,998円
後期高齢者医療特別会計	歳入総額	3,147万4,601円
同	歳出総額	3,032万7,826円
同	差引残額	114万6,775円
特別会計合計	歳入総額	12億1,795万2,411円
同	歳出総額	10億7,199万7,875円
同	差引残額	1億4,595万4,536円
総額	歳入総額	35億9,675万8,180円
同	歳出総額	31億5,665万2,004円
同	差引残額	4億4,010万6,176円

## 第2 一般会計

平成20年度予算は、年度中途の補正や繰り越し事業を加えた最終予算総額は25億7,154万4,000円で、前年度対比32.7%増となりました。

決算では、歳入歳出差引残高から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、前年度より少ない2億5,548万9,000円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみると、その主体であります村税は、村民税個人分の増などにより前年度より多い2億2,156万円となっております。また、未納額は2,321万1,000円となり前年度より多くなりましたが、滞納整理につきましては、鋭意努力をいたしております。

分担金・負担金は、前年度より600万5,000円減となりましたが、これは主に村民センター改修工事に伴う農協負担金や保育料が減となったものです。

使用料及び手数料は、母子健康センター使用料が減となったことなどにより前年度より509万2,000円減となりました。

寄附金は、前年度より73万円増となりました。これは、主にふるさと思いやり基金の創設に伴うものです。

諸収入は、前年度より2,018万4,000円の減となりましたが、これは主に消防団退職報償金やコミュニティ助成金の減によるものです。

以上、自主財源の総額は6億3,275万3,000円で、歳入総額の26.6%で、前年度より17.7%増となっております。

次に依存財源に注目してみると、歳入全体の52.7%を占めます地方交付税は、地方再生対策費が別枠で交付されたため、前年度より6,800万5,000円増となりました。

地方譲与税や各種交付金は、景気の影響を受け、前年度より698万7,000円の減となりました。

国庫支出金は、前年度より7,724万5,000円増となりましたが、地域ICT利活用モデル構築事業の採択を受けたためです。

県支出金は、災害復旧工事の終了などにより前年度より4,205万8,000円減となりました。

村債は前年度より2,747万5,000円の増となりましたが、これは主に消防ポンプ車購入や道の駅駐車場舗装の財源として借り入れたものです。

依存財源の総額は17億4,605万3,000円で、歳入総額の73.4%となり、前年度より7.7%増となっています。

次に歳出では、決算総額20億8,465万4,000円は、前年度より11.7%増となりました。このうち人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、合計で前年度より0.6%減となりました。

繰出金は、前年度より10.7%増となりましたが、病院の診療所化に伴い、平成19年度まで補助金で区分されていたものが繰出金へ移動したためです。

投資的経費は、地域ICT利活用モデル構築事業や、消防ポンプ自動車、パッカー車の更新を行ったことにより13%増となりました。

積立金と投資及び出資金、貸付金の留保的経費は、財政調整基金積立金の増により336.6%の増となりました。

以上が一般会計の決算の概要です。

### 第3 国民健康保険特別会計

歳入では、後期高齢者医療制度等の制度改正に伴い、保険料は前年より1,877万3,000円減、療養給付費交付金が6,042万1,000円減となりましたが、新たに創設された前期高齢者交付金8,655万9,000円が皆増となり、保険財政共同安定化事業交付金及び繰越金等の増により前年度より4,064万4,000円多い4億2,561万1,000円となりました。

保険料収納率は、現年度分は95.7%で前年度より0.9ポイント下がりましたが、過年度分は2.1ポイント上がっております。この滞納整理につきましては、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出では、全体の69.8%を占める保険給付費は前年度より2,075万3,000円増で、前年度より9.2%増となりました。歳出全体では、老人保健拠出金及び介護納付金が前年度より減額となりましたが、後期高齢者支援金の皆増、共同事業拠出金等の増により9.1%の増となりました。

### 第4 老人保健特別会計

本会計は、受給者が後期高齢者医療制度に移行したため、歳入では支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金の減により前年度より3億5,575万円少ない14,639万8,000円となりました。

歳出決算額は、医療諸費等の減により前年度より3億5,281万3,000円少ない13,468万1,000円となりました。

### 第5 介護保険特別会計

要介護、要支援認定者数は、年度末で123人となり、前年度と比較して4人減となりました。

本会計の歳出全体の86.1%を占める保険給付費は、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の減により1億8,191万8,000円で、前年度より6.3%減になりました。

歳出決算額は、基金積立金及び諸支出金の増で前年度より222万1,000円多い2億1,133万9,000円



となりました。

#### 第6 簡易水道特別会計

本年度は、県営中山間地域農村活性化総合整備事業の宮代集落農道工事に伴う水道管布設がえ工事を行い、維持管理に努め、安全で清浄な水道水を御利用いただけるよう努力いたしました。

歳出決算額は、施設維持管理費及び公債費等の増で前年度より730万円多い1億4,445万8,000円となりました。

#### 第7 下水道特別会計

宮代・平西・平東・平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行いました。

歳出決算額は、施設維持管理費及び公債費等の増で前年度より206万4,000円多い12,032万9,000円となりました。

#### 第8 国保診療所特別会計

病院事業会計を閉鎖し、国保診療所特別会計の最初の年度であり、医業収支で14ヵ月分の収入予算で執行いたしました。また、病院事業会計からの現金預金の引き継ぎ金が1,442万1,000円あり、今年度限りの特殊な決算となりました。診療所化に伴い、計画的に看護師4名を研修派遣するなど収支の改善を図りましたが、歳入では、入院収益と外来収益等の医業収益は全体の65.7%を占め、一般会計からの繰入金は前年度より1,400万円減で、歳入全体で2億9,258万4,000円となりました。

歳出では、全体の68.2%を占める給与費は前年度より3,438万7,000円減額で、前年度より15.4%減となりました。歳出全体では、委託費及び経費が前年度より増額となりましたが、材料費等の減により10.8%減となり、歳入歳出差引残金は1,608万4,000円となりました。

#### 第9 後期高齢者医療特別会計

本会計は、老人保健の受給者が後期高齢者医療制度に移行し、年度末の受給者数が598人となりました。

歳入では、保険料と繰入金で98.7%を占め、歳入全体で3,147万5,000円となりました。

歳出では、93.5%を占める後期高齢者医療広域連合納付金が2,836万1,000円で、歳出全体で3,032万8,000円となりました。

#### 第10 総括

以上のとおり、平成20年度決算について申し上げますが、持続的な少子・高齢化社会への対応と地方分権への取り組みが求められており、引き続き徹底した行財政改革を実施し、財政体質の健全化に努めてまいりました。

財政については、平成20年度決算から財政健全化法による四つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と二つの基準（早期健全化規準、財政再生規準）により、財政の健全性が村会計のみならず一部事務組合や第三セクターへの関連も含めてチェックされています。実質公債費比率ですが、平成20年度決算において単年度では16.5%となり、3年間平均では20%を下回る19.2%になりました。

いずれにしましても、今後とも財政の健全化に努力してまいりますので、何とぞ御理解と御協力

をお願いいたします。

平成20年度を総括して、その成果を課ごとに記述してみますと、総務課では、急な災害等の支出に備える財政調整基金を2億円積み立てるとともに、将来の有効な土地利用に備えるために土地開発基金に3,665万円を支出し、資金の流動性を高めました。また、ふるさと思いやり基金を創設し、20年度には115万円のとうとい御寄附をいただきました。防災では、消防団のポンプ自動車1台を更新しました。地域情報化事業では、東白川村C A T Vの運営も3年目を迎え、順調に推移いたしました。中でも、自主製作番組が「地方の時代映像祭2008」一般部門において優秀賞を受賞するという特筆すべきことがありました。また、総務省の委託を受け、地域I C T利活用モデル構築事業を総額2,907万5,000円で実施し、基幹産業である木造住宅産業の振興策に着手いたしました。さらに、国の景気対策の事業として定額給付金給付事業と子育て応援特別手当をできる限り素早く村民の皆様にお届けできるよう努力をいたしました。

村民課では、平成20年度からの新事業として乳幼児等医療費の個人負担の無料化を中学校卒業時まで引き上げて実施し、延べ2,056件、約378万3,000円の助成を実施しました。また、課題となっています滞納対策について村税等滞納対策連絡会議を立ち上げ、個別事案の整理を行うとともに、利用料等も含めての対策を実施すべく検討をいたしました。また、一般廃棄物対策事業では、パッカー車を3トン車に更新し、廃棄物の処理を効率よく実施できるようにいたしました。

産業建設課では、中山間地域等直接支払推進事業、農地・水・環境保全向上対策事業等による農地保全、遊休農地の解消のための事業を展開するとともに、中山間地域等直接支払推進事業では、次期の制度運営の参考とするためにアンケート調査を実施しました。また、森林整備地域活動支援交付金や山・川・海思いやりの森造成運動、ハナノキ公園化事業などの事業による森林保全、啓発活動、災害復旧事業、地籍調査事業等を行いました。こうした継続事業のほか、農村振興では里山アカデミー等の活動を通じて醸成してきたグリーン・ツーリズム活動をもとに、国が進める「子供農山漁村交流プロジェクト事業」への参画を期して、「東白川村長期宿泊体験協議会」を平成21年4月に発足するよう努めてまいりました。また、懸案であるスットクヤードやオートキャンプ場の利用促進を図るための対策をプロジェクトチームとともに検討を行い、一部実行に移してまいりました。

教育委員会では、園児、児童、生徒が安全で安心して保育園、学校生活を送れる対策として、小学校体育館耐震補強事業、小学校校舎屋上防水工事、みつば保育園空調設備改修工事を実施するとともに、21年度に繰り越して実施することになった小学校大規模改造工事の改造計画・実施計画策定委託業務を実施しました。

保健福祉・医療関係では、病院の診療所移行に合わせて機構改革を行い、村民課の所管でありました保健部門と母子健康センターを診療所に統合し、地域医療センターとして医療部門、保健部門を設置し、医療、保健、介護の諸事業を一体化して運営することにいたしました。特に診療所の事務局は、年度途中で保健センターに移し、事務の合理化を図ってまいりました。

また、母子健康センターは、医療法の改正により産婦人科医と小児科医の24時間のサポートがな

いと出産を扱えないことになりましたので、県立下呂温泉病院の産婦人科の協力のもと、検診は母子健康センターで、出産は下呂温泉病院で、望まれるならば産後のケアは母子健康センターでと、機能分担して実施ができるように体制を整えてまいりました。

診療所への移行については、当初はどうしても村民の皆様にご不安を与えることになりましたが、当直看護師の対応で「安心ホットライン」を設置するなど、改善をまいりました。また、看護師を計画的に他の医療介護施設へ研修に出し、職員の資質の向上を図るとともに、経営の合理化の一助といたしました。

保健福祉部門では、19年度と20年度の2カ年をかけて東白川村地域福祉計画を策定いたしました。また、20年度から始めました特定検診、特定保健指導を実施するとともに、一定所得以下の高齢者世帯の皆様を対象に「ぬくもり灯油購入券助成事業」を新たに創設し、生活支援を行いました。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことも、ひとえに議会を初め国・県御当局の御指導、御支援と、村内諸団体並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり、深く感謝する次第であります。何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます、決算説明といたします。

平成21年9月15日、東白川村長。

議長（安江 浩君）

会計管理者 安江清高君。

会計管理者（安江清高君）

私の方から平成20年度東白川村決算書について説明をさせていただきます。

決算書をおめくりいただきまして、一般会計の歳入歳出決算書、2ページの歳入ですけれども、1款の村税の収入済額2億2,155万9,627円、不納欠損額13万3,380円、収入未済額、これは2列目の調定額、これは収入命令額ですけれども、ここから収入済額と不納欠損額を引いた額で滞納金額になりますけど2,321万1,158円、それから予算現額と収入済額との比較、歳入超過額と言われるものですが、これが1,295万9,627円になっております。

以下は特別な点がない限り収入済額だけを朗読させていただきます。

2 款地方譲与税3,306万4,000円。

3 款利子割交付金108万8,000円。

4 款配当割交付金37万8,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金16万円。

6 款地方消費税交付金2,609万9,000円。

7 款自動車取得税交付金1,628万2,000円。

8 款地方特例交付金279万9,000円。

次のページへ行きまして、9 款地方交付税12億5,467万7,000円。

10 款交通安全対策特別交付金50万2,000円。

11 款分担金及び負担金2,259万4,254円。

12款使用料及び手数料6,819万193円。

13款国庫支出金 1億1,937万4,350円。

14款県支出金 1億4,143万372円。

次のページへ行きまして、15款財産収入910万3,901円。

16款寄附金208万6,486円。

18款繰越金 2億9,234万41円。

19款諸収入1,687万7,545円。

20款村債 1億5,020万円。

歳入合計23億7,880万5,769円となりました。

次に 8 ページからは歳出ですが、1 款の議会費が支出済額3,211万3,943円、翌年度繰越額はゼロです。不用額54万3,057円、これは予算額から支出済額と繰越額を引いた額になります。それから予算現額と支出済額の比較も54万3,057円。

以下は支出済額のための朗読とさせていただきます。

2 款総務費 5 億9,031万6,205円。

3 款民生費 3 億1,790万8,408円。

4 款衛生費 2 億7,096万9,240円。

6 款農林水産業費 1 億9,860万7,974円。

7 款商工費3,549万4,504円。

8 款土木費6,797万3,994円。

9 款消防費8,293万5,798円。

次のページへ行きまして、10款教育費 1億5,095万1,083円。

11款災害復旧費693万1,992円。

12款公債費 3 億3,045万988円。

14款予備費はゼロ。

歳出合計額20億8,465万4,129円。

歳入歳出差引残額は 2 億9,415万1,640円になります。

平成21年 9 月15日提出、東白川村長。

12ページは省略しまして、14ページをごらんいただきたいと思います。

14ページから国民健康保険特別会計の歳入歳出決算書でございます。

1 款国民健康保険料8,330万7,241円。

2 款使用料及び手数料 4 万4,300円。

3 款国庫支出金9,201万992円。

4 款療養給付費交付金1,650万8,000円。

5 款前期高齢者交付金8,655万8,864円。

6 款県支出金1,591万5,985円。

7 款共同事業交付金5,352万3,356円。

8 款財産収入14万9,484円。

9 款繰入金1,715万1,695円。

次のページへ行きまして、10款繰越金6,019万894円。

11款諸収入25万532円。

歳入合計が4億2,561万1,343円。

18ページからは歳出です。1 款総務費446万4,329円。

2 款保険給付費2億4,719万5,668円。

3 款後期高齢者支援金等3,820万8,951円。

4 款前期高齢者納付金等5万1,448円。

5 款老人保健拠出金1,199万8,387円。

6 款介護納付金1,309万893円。

7 款共同事業拠出金3,192万6,109円。

8 款保健事業費198万5,117円。

9 款基金積立金14万7,000円。

10款諸支出金529万5,631円。

11款予備費ゼロ。

歳出合計3億5,436万3,533円、歳入歳出差引残額7,124万7,810円。

平成21年9月15日提出、東白川村長。

22ページは省略しまして、24ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算書の歳入です。

1 款支払基金交付金1,802万7,000円。

2 款国庫支出金1,133万443円。

3 款県支出金238万7,000円。

4 款繰入金ゼロ。

5 款繰越金1,465万3,674円。

6 款諸収入ゼロ。

歳入合計4,639万8,117円。

26ページ、歳出です。

1 款総務費29万8,719円。

2 款医療諸費2,925万7,183円。

3 款諸支出金512万4,774円。

4 款予備費ゼロ。

歳出合計3,468万676円。

歳入歳出差引残額1,171万7,441円。

平成21年9月15日提出、東白川村長。

次のページを省略しまして、30ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書、歳入です。

1 款保険料3,500万7,500円。

2 款使用料及び手数料ゼロ。

3 款国庫支出金5,514万1,084円。

4 款支払基金交付金5,666万円。

5 款県支出金3,436万9,313円。

6 款繰入金3,495万7,000円。

7 款繰越金2,361万9,812円。

8 款諸収入42万3,500円。

10款財産収入3万1,752円。

歳入合計2億4,020万9,961円。

歳出ですが、1 款総務費884万3,629円。

2 款保険給付費1億8,191万7,733円。

3 款財政安定化基金拠出金22万7,724円。

4 款基金積立金708万8,834円。

5 款地域支援事業費400万789円。

6 款公債費ゼロ。

7 款諸支出金925万9,508円。

8 款予備費ゼロ。

歳出合計2億1,133万8,217円。

歳入歳出差引残額2,887万1,744円。

平成21年9月15日提出、東白川村長。

36ページは省略して、38ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書の歳入、1 款使用料及び手数料5,185万6,330円。

2 款繰入金8,610万円。

3 款繰越金1,229万4,238円。

4 款財産収入969円。

5 款分担金及び負担金160万円。

9 款諸収入742万1,400円。

歳入合計1億5,927万2,937円。

40ページが歳出です。

1 款総務費1,340万6,219円。

2 款簡易水道事業費657万5,100円。

3 款施設維持管理費1,661万3,816円。

4 款公債費 1 億786万2,838円。

5 款予備費ゼロ。

歳出合計 1 億4,445万7,973円。

歳入歳出差引残額1,481万4,964円。

平成21年 9 月15日提出、東白川村長。

42ページは省略しまして、44ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、 1 款使用料及び手数料745万5,600円。

2 款繰入金1,219万2,000円。

3 款繰越金275万2,003円。

4 款財産収入1,690円。

歳入合計2,240万1,293円。

46ページが歳出、 1 款総務費606万1,111円。

2 款施設維持管理費500万6,864円。

3 款公債費926万1,514円。

4 款予備費ゼロ。

歳出合計2,032万9,489円。

歳入歳出差引残額207万1,804円。

平成21年 9 月15日提出、東白川村長。

48ページは省略しまして、50ページをごらんいただきたいと思います。

昨年までは病院事業会計ということで、ことしから新しく特別会計になりましたものです。平成20年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、 1 款診療収入 1 億9,224万2,679円。

2 款使用料及び手数料153万9,814円。

4 款財産収入 1 万2,697円。

5 款繰入金6,600万円。

7 款諸収入3,235万8,969円。

8 款寄附金43万円。

歳入合計 2 億9,258万4,159円。

52ページの歳出です。 1 款総務費2,404万5,933円。

2 款医業費 2 億4,107万7,788円。

3 款基金積立金47万4,000円。

4 款公債費1,090万2,440円。

5 款予備費ゼロ。

歳出合計 2 億7,650万161円。

歳入歳出差引残額1,608万3,998円。

平成21年 9 月15日提出、東白川村長。

54ページは省略しまして、56ページをごらんいただきたいと思います。

これも新しくできた特別会計でございます。平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料1,574万3,900円。

2 款使用料及び手数料3,400円。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金26万2,063円。

4 款繰入金1,532万3,238円。

6 款県支出金ゼロ。

7 款国庫支出金14万2,000円。

歳入合計3,147万4,601円。

58ページの歳出です。1 款総務費171万3,471円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金2,836万600円。

3 款保健事業費25万3,755円。

4 款諸支出金ゼロ。

5 款予備費ゼロ。

歳出合計3,032万7,826円。

歳入歳出差引残額114万6,775円。

平成21年 9 月15日提出、東白川村長。

60ページは説明を省略させていただきます。

以上で決算書の説明を終わらせていただきます。

議長（安江 浩君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

監査委員（安江正彦君）

平成20年度決算審査意見書。地方自治法第233条第 2 項の規定により審査に付された、平成20年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成21年 9 月15日提出、東白川村監査委員 安江正彦、同じく熊澤光介、東白川村長 安江眞一様。

平成20年度決算審査意見書。

1 . 審査の対象 平成20年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。



2. 審査の時期 平成21年8月25日、26日の2日間。

3. 審査の方法 審査に当たっては、決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を行い、担当職員に説明を求め、決算計数の正確性、収支の合法性及び予算執行の妥当性の確認を行った。

4. 審査の結果 各会計とも決算は、関係諸帳簿及び証拠書類とすべて符合し、正確かつ合法的に処理されており、財産の管理状況、予算執行も適切であったと認めます。

#### 5. 決算の概要

総括 平成20年度予算は、昨年に引き続き「安心して暮らせる東白川」をスローガンに、少子・高齢化社会に対応しながら、村民の生活を支え、希望を持って暮らしていけるよう、1.産業活動が活発な「にぎわいのあるむらづくり」、2.安全で快適な暮らしが実感できる「住みよさのあるむらづくり」、3.安心して暮らせる「やさしさのあるむらづくり」、4.こころの「ゆたかさのあるむらづくり」を目指し策定された予算です。厳しい財政状況の中ですので、費用対効果を念頭に行政サービスの取捨選択と、「入りをはかり出るを制す」の経済原則を加味しながら予算の執行が行われました。

平成20年度の会計決算は、一般会計、歳入23億7,880万5,769円、歳出20億8,465万4,129円、差引残額2億9,415万1,640円。特別会計（7会計）で、歳入12億1,795万2,411円、歳出10億7,199万7,875円、差引残額1億4,595万4,536円。合計、歳入35億9,675万8,180円、歳出31億5,665万2,004円、差引残額4億4,010万6,176円になります。

平成20年度一般会計の実質収支額は2億5,548万9,000円で、昨年度と比較すると金額で3,667万3,000円の減となっています。これは財政調整基金へ前年度の5倍の2億円が積み立てられたことによるものです。

実質公債費比率は、依然として県下ワーストワンで、財政の立て直しが図られているところですが、本年度の実質公債費比率は19.2%で、昨年の比率22.4%と比較すると3.2ポイント改善されています。なお、この比率の単年度を比較しても、18年度22.6、19年度18.5、20年度16.5となっており、着実に減少しています。

また、他市町村と比較し極端に少なかった財政調整基金も2億円積み立てられたことで3億3,000万円となり、目標の4億5,000万円に近づきつつあります。大雨による集中豪雨等で大規模な災害が発生することも予測しなければなりませんので、一定の積み立ては必要と考えます。

国は景気対策を進めるために大規模な補正予算を行い、村へも多額の補助金が交付されましたが、年度後半であったため、事業の執行ができず、4億5,000万円余が繰越明許費で翌年度へ繰り越されています。

昨年同様、多額の繰越金が出た主な理由は、地方交付税が予算計上額以上に確保できたこと、前年度対比でも5.7%の増、人件費の削減ができたこと、退職職員の不補充等、需用費などの経常経費の節減を図ったことなどです。

一方、村民が負担すべき費用のうち、年度内に納められなかった額は、一般会計、特別会計を合

わせ5,417万3,000円で、前年度と比較して220万3,000円増加しています。村税、国民健康保険料、介護保険料、簡易水道料金、CATV使用料、エコトピア住宅使用料、診療所診察料に加え住宅使用料、後期高齢者医療保険料でも滞納が発生しています。この額は、村全体の歳入となるべき額の1.6%に当たります。担当課では、参事を議長とした「村税等滞納対策連絡会議」を立ち上げ、全庁的に取り組みをなされています。本年度は、従来の滞納家庭へ訪問、記録を作成し、分割納付の督促のほか、1件ではありますが不動産の売買による滞納整理が実施され、多額の滞納額の解消を図られています。しかし、滞納は増加していますので、適切な徴収業務を行い、滞納額をふやさないこと、新規の滞納者を出さないことで完納者との不均衡が生じないよう一層の努力をお願いします。

以下、各課別に申し上げます。

#### (1)総務課

平成20年度末起債残高は、一般会計25億6,407万2,000円、特別会計16億8,368万円であり、総額は42億4,775万2,000円で、これらの平成20年度償還元金は3億6,311万4,000円であります。20年度に新たに起こした起債は1億2,272万5,000円ありますが、起債残高は年々着実に減少していますので喜ばしいことです。

20年度、21年度で実施される地域ICT利活用モデル事業は、低迷する住宅産業を救う期待が膨らむ事業と思われます。ユーザーがインターネットを利用し、自分の考えで間取りや装飾を組み立てて、夢のある住宅設計を行うことができます。村としては、国産材の魅力をアピールし、一戸でも多くの住宅建築を望むものであります。現在、各ハウスメーカーでも低価格住宅等、懸命な売り込みを行っているところであり、この事業が完了し、立派なホームページが立ち上がっても、今後の運営次第で成否が決まるとと思われます。将来的には参加事業者の組織により運営されたいと思いますが、当面は行政の力添えが必要と思いますので、官民一体となって事業展開をしていただきたいと思います。

#### (2)村民課

簡易水道事業を支える水道使用料は、1戸当たりの使用料は少し増加しているものの、加入世帯の減少で横ばい状況にあります。原因は、1世帯1栓の家庭がまだ4割近くあるようですので、安全・安心な水道水の利用をさらに勧めてください。

なお、旧の給水組合のうち1組合は簡易水道の切りかえがなされていないようですので、早期に切りかえが完了するよう指導してください。

#### (3)産業建設課

地籍調査事業は平成13年度から実施され、年次計画に基づき実施されています。県下25市町村で事業が実施されているようですが、村は6番目の進捗状況にあるようです。山林については、自分で施業する人も少なくなり、境界がだんだん不明になることが予想されます。国・県の予算の関係もあり、急激に実施率が伸びることは考えられませんが、一層の進捗を期待するものです。あわせて、地権者との話し合いで林道の未登記箇所の登記事務も66筆ほど行われたことは大きな成果と思いま

す。

森林整備地域活動支援交付金事業は2年目を迎えています。村内6団地とも区域の明確化、草刈り、管理歩道の開設、崩土除去等が実施され、有効に活用されています。特に区域の明確化では、境界のくい打ちが所有者立ち会いで行われ、今後実施される地籍調査事業をスムーズに行うためにも引き続いて進めてほしいと思います。

#### (4)教育委員会

懸案であった小学校の大規模改修事業が国の1次補正で採択され、前倒しで実施できることになり、補助裏も過疎債が充当になったことは財政面でも有利になり、関係者の努力に敬意を表します。

現在、工事が行われていますが、授業と並行なため、学校側も施工業者も苦勞が多いと思います。特に事故防止等、十分な配慮が必要と思われるので指導を徹底してください。

児童・生徒の下校時等の安全を図るため、特に小学校では低学年児童が高学年児童と一緒に下校できるよう、放課後子ども教室推進事業が実施されています。また、地域で子供を見守る体制も、CATV、メール配信の活用など整備されつつあります。7月には県内のキャンプ場で10歳の女の子が突然行方不明になった事件もありました。地域の大人一人ひとりが子供を意識するの必要を感じます。

#### (5)国保診療所

20年度から従来の病院が診療所としてスタートしました。入院ができなくなったり、医師が1名減になり、村民の不安も大きかったことと思いますが、夜間の医師不在を補うため、「診療所安心ホットライン」を設置し、看護師が相談業務を行ったり、CATVを利用し、情報の提供等努力されています。

結び。平成20年度の決算審査に当たり提出された資料は、写真、図表等を取り入れ、簡潔でわかりやすく非常に見やすいものでした。それぞれ簡潔な説明をいただき、また質問にも的確に返答していただき、心から感謝申し上げます。

ただし、提出された資料に計算間違いなども見受けられました。担当者が作成し、係長、課長が決裁するシステムと思いますが、十分なチェックも必要と思います。

21年度は20年度の繰越明許事業の実施、当初予算、さらに国の追加補正など大型の予算執行になり、業務も大変と思いますが、景気対策で追加されたり、インフラ整備、環境整備など有効活用が求められます。一層の努力を願うものです。

地デジの普及率はわかりませんが、インターネットの普及、上水、下水も整備され、「安心して暮らせる東白川」の環境は整いつつあります。長引く景気の低迷、政権交代による国の方針転換など不安材料もありますが、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、意見とします。以上です。

議長（安江 浩君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。あす16日は全員協議会開催のため、17日は議案調査のため休会としたいと思います  
すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、16日は全員協議会開催のため、17日は議案調査のため休会とすることに決  
定しました。

あす16日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また18日の本会議は午前9時30分から  
会議を開きますので、お願いします。

それでは、本日はこれで延会します。

午後3時04分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

